

LR3 敷地外環境

LR3の評価では、採点項目の「評価する取組み」に示される個々の取組みをポイント制にし、合計点で5段階評価を行う。またLR3では定性的な評価項目が大部分を占めるため、実際に取組んだ内容や特記しておくべき内容については、別途、評価ソフト中にある「環境配慮設計の概要記入欄」などに具体的な記述を行う。

□採点方法

評価する取組みの各項目に示される内容について、実際に計画した内容に該当すれば、ポイントを加算し、その合計点でレベルが決まる。

※ 建物用途や敷地条件等により、項目によっては評価対象外を選択する場合がある。選択可能な項目については各解説を参照のこと。なお評価ソフト上では「対象外」を選択すると、自動的にその項目は採点対象から削除される。

※ 「その他」欄は、採点表中には特別な取組みを実施している場合に任意に追加できる項目である。「その他」欄を採点する場合には、それがどのような取組みであるか、ソフト上の「環境配慮設計上の概要記入欄」などに別途記入すること。

1. 地球温暖化への配慮

□適用

事・学・物・飲・会・工・病・困・住

用途	事・学・物・飲・会・工・病・困・住
レベル1 ～ レベル5	本項目のレベルは、ライフサイクル CO ₂ の排出率を1～5に換算した値(小数点以下第1位まで)であらわされる。 なおレベル1、3、5は以下の排出率で定義される。 レベル1: ライフサイクル CO ₂ 排出率が参考値に対して125%以上 レベル3: ライフサイクル CO ₂ 排出率が参考値に対して100% レベル5: ライフサイクル CO ₂ 排出率が参考値に対して50%以下

□解説

ここでは、地球温暖化対策への取組み度合いをライフサイクルCO₂という指標を用いて評価する。現在、地球環境問題として最も重要視されているのが地球温暖化であり、その影響を計るために、地球温暖化ガスとして代表的な二酸化炭素(CO₂)がどれくらい排出されるかという総量に換算して比べることが一般的である。このようなCO₂排出の量を建築物の一生で足し合わせたものを、建築物の「ライフサイクルCO₂(LCCO₂)」と呼んでいる。

建築物におけるLCCO₂の算定は、通常膨大な作業を伴うが、CASBEEにおいてはこれを簡易に求め、概算することとした(「標準計算」と呼ぶ。算出手順や算定条件などの詳細はPARTⅢ「2.3 評価方法」を参照)。具体的には、各建物用途において基準となるLCCO₂排出量(省エネ法の建築主の判断基準に相当する省エネ性能などを想定した標準的な建物のLCCO₂)を設定した上で、建設段階、運用段階、修繕・更新・解体段階において、CO₂排出に関連する評価項目の結果(採点レベル)からほぼ自動的に算定できるようにしている。

1) 建設段階

「LR2.資源・マテリアル」では、「既存建築躯体の継続使用」や「リサイクル建材の活用」が評価されている。これらの対策を考慮した建設資材製造に関連したCO₂(embodied CO₂)を、既存躯体の利用率、高炉セメントの利用率から概算する。

2) 運用段階

「LR1.エネルギー」において評価している「BEI(一次エネルギー消費率)」等を用いて、運用段階のCO₂排出を簡易に推計する。

3) 修繕・更新・解体

長寿命化の取組みによる耐用年数の向上が「Q2. サービス性能」で評価されている。ただし、具体的な耐用年数の延命をLCCO₂の計算条件として採用できる程の精度で推定することは難しい。従って、住宅を除き耐用年数は一律として、LCCO₂を推計する。

- ・事務所、病院、ホテル、学校、集会場…60年固定
- ・物販店、飲食店、工場…30年固定
- ・集合住宅…日本住宅性能表示制度の劣化対策等級に従って、30、60、90年とする。

これら以外にもCO₂排出量に影響をもつ様々な取組みがあるが、ここでは、比較的影響が大きく、一般的な評価条件を設定し易い取組みに絞り、評価対象としている。従って、評価対象を一部の取組みに絞っているため、これ以外の取組みは評価されない。また、他の採点項目の評価結果を元に簡易的に計算しているため、その精度は必ずしも高いとはいえない。しかし地球温暖化対策を推進するためには、CO₂排出量のおよその値やその削減効果を広く示すことが重要と考え、まずはおおまかな値でも示すこととした。

なお、評価者自身による詳細な計算（「個別計算」と呼ぶ。）を実施した場合は、本項目のスコアには反映されないこととしている。

2. 地域環境への配慮

2.1 大気汚染防止

事・学・物・飲・会・工・病・宅・住

! 適用条件

敷地内から大気汚染物質を全く発生しない場合には、レベル5として評価する

用途	事・学・物・飲・会・工・病・宅・住
レベル1	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、低 NOx 型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（環境省）ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準を上回っている。
レベル2	（該当するレベルなし）
レベル3	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、低 NOx 型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（環境省）ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準以下※1に抑えられている。
レベル4	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、低 NOx 型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（環境省）ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準より大幅※2に抑えられている。
レベル5	燃焼機器を使用しておらず、対象建築物の仮想閉空間から外部空間に対して大気汚染物質を全く発生しない。

注)濃度レベルの基準は、大気汚染防止法、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（環境省）ならびに地域の条例等で定められるレベルの厳しい方を基準として採用する。

※1)レベル3の濃度レベルは、基準値以下～基準値の90%を超える場合とする。

※2)レベル4については、排出濃度が基準値の90%以下に抑えられている場合とする。

口解説

NOx、SOx、ばいじんの3種について、大気汚染防止法、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（環境省）または地域の条例等で定める排出基準に対する、排出源におけるガスの低減度合いを機器の性能値に基づき評価する。（大気汚染防止法規制対象施設の場合は参考2、それ以外の小型ボイラー等の場合は参考3を参照すること）仕様・性能値が確定していない場合には、予定される機器もしくは努力目標としての機器の性能値で評価する。

敷地内において大気汚染物質を全く発生しない場合には、レベル5として評価する（仮想閉空間から外部空間に対して負荷を排出しないものと評価する）。従って、敷地内において燃焼機器を使用していない場合にはレベル5としてよい。また燃焼機器を使用している場合には、その低減率に応じてレベル3、4として評価する。上記の採点基準ではレベル4を基準値の90%以下の場合としたが、この数値に関しては、今後の技術開発動向やコスト動向などを考慮して、適宜見直していくものとする。なお、非常用発電設備など、常時運転されていない機器は本項目の評価対象としない。

■参考1) 対象機器が複数ある場合の評価方法

対象となる設備機器が複数あり、それぞれの大気汚染物質濃度が異なる場合には、導入される機器毎の燃焼能力で加重平均する。(下表)

複数機器の場合の計算方法(数値はサンプル)

①スペック	②機器の燃焼能力(kW)	③係数	④=①×③
濃度レベル 80%	300	300/450=0.67	0.536
濃度レベル 85%	100	100/450=0.22	0.187
濃度レベル 100%	50	50/450=0.11	0.11
	450	合計	0.833(83%)

■参考2) 大気汚染防止法の規制対象施設の場合の評価

1. 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

大気汚染防止法で規制対象となる施設を下記に示す。

	施設名	規模用件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力 20トン/日 ・燃焼能力 50リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	・原料処理能力 1トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鋳造用)溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用)加熱炉	・羽口面断面積 0.5m ² 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用)加熱炉	・燃焼能力 50リットル/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉、溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含)、直火炉	・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50リットル/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用)電気炉	・変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用)ばい焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉含)、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	・原料処理能力 0.5トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化チレン製造用)塩素急速冷凍装置	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用[塩化亜鉛を使用するもの]用)反応炉	・燃焼能力 3リットル/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用)電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(磷、磷酸、磷酸質肥料、複合肥料製造用[原料に磷石を使用するもの]反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・磷鉱石処理能力 80 kg/時 以上 ・燃焼能力 50リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用)濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1Kw 以上

23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80 kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・鉛の管、板、線の製造用〕溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用)吸收施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20トン/日 以上
29	ガスター・ビン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上
32	ガソリン機関	

2. 工場及び事業場から排出される大気汚染防止法に対する規制方式とその概要(抜粋)

大気汚染防止法ではボイラー等の「ばい煙発生施設」について、施設の種類や規模ごとにNOx, SOx, ばいじんなどの物質について排出基準を設けている。(本評価に係わる部分のみ抜粋)

区分	物質名	主な発生の形態等	規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物(SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h)=K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準:K=3.0~17.5 特別排出基準:K=1.17~2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率:0.5~1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準:0.04~0.7g/Nm ³ 特別排出基準:0.03~0.2g/Nm ³
有害物質	窒素酸化物(NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 新設:60~400ppm 既設:130~600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定

■参考3) 大気汚染防止法規制対象外のNOx、SOx、ばいじんが発生する小型ボイラー等燃焼設備の場合の評価

大気汚染防止法の規制対象施設ではないが、NOx、SOx、ばいじんが発生する小型ボイラー等の燃焼設備や集合住宅の個別型の給湯機等についても評価対象とする。この場合、環境省による「低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン」に示された濃度のガイドライン値をレベル3、その90%以下の濃度をレベル4の判断基準とする。評価に当たっては、個々の機器性能について判断し、概ね全ての機器で判断基準を満たしている場合、該当するレベルとなる。

(参考資料) 低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省 H21改訂)

対象燃焼機器		ガイドライン値(ppm、O ₂ =0%換算)	
機器種類	規模 ^{注1}	燃料種類 ^{注2}	推奨ガイドライン値(ppm) ^{注3}
ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 未満かつ伝熱面積が 10 m ² 未満	ガス	50
		灯油	80
		A 重油	100
吸収冷温水機	燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 未満かつ伝熱面積が 10 m ² 未満	ガス	60
		灯油	80
		A 重油	100
家庭用ガス給湯機のうち以下のもの ・ガス瞬間形湯沸器(先止式) ・ガス温水給湯暖房機(給湯機部分) ・ガス給湯付きふろがま(給湯機部分)		ガス	60
ガス機関(GHP に用いられるもの以外)	燃料の燃焼能力が重油換算で 35L/h 未満	ガス	300 ^{注4}
ガスヒートポンプ(GHP)		ガス	100 ^{注5}

注1:重油とガスの換算は、各地域行政が定めた換算係数を使用する。

注2:ガスは都市ガス(12A/13A)及びLPGを意味しており、12A/13A以外の都市ガスやバイオガスはガイドラインの対象としない。

注3:窒素酸化物濃度は酸素濃度0%換算時の値とする。

注4:ガス機関(GHPに用いられるもの以外)のガイドライン値は出荷時のNOx濃度を対象とする。

注5:ガスヒートポンプのガイドライン値はJIS B 8627-1附属書IIに規定する試験方法で試験した結果から算出した12モード値とする。

2.2 溫熱環境悪化の改善

事・学・物・飲・会・工・病・坏・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・坏・住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1~5 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 6~12 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 13~19 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 20 ポイント以上

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイ ント
I 溫熱環 境の事前 調査	① 近くの気象台データや地域気象観測データ(アメダスデータ)等の既存データを用いて、風向、風速、卓越風などの風環境を把握している場合 (1 ポイント) ② ①に加えさらに、現地測定を行った場合や、広域気象データや地形データに基づいた広域大気環境予測システムで補完してより詳細に調査した場合 (2 ポイント)	1~2
II 敷地 外への熱 的な影響 を低減す る対策	①建築物の配置・形状計画に当たっては、風下となる地域への風の通り道を遮らないよう工夫する。 風下地域への風の通り道と特に関係しない場合 (1 ポイント) 風下地域への風の通り道を遮らないよう配慮している場合 (2 ポイント) ②夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積を小さくするよう努める。 卓越風向に対する建築物の見付面積比が、 60%以上 80%未満の場合 (1 ポイント) 40%以上 60%未満の場合 (2 ポイント) 40%未満の場合 (3 ポイント)	1~3
	③風を回復させるよう、建築物の高さ、形状、建築物間の隣棟間隔等を工夫する。 隣棟間隔指標Rwが、 0.3 以上 0.4 未満の場合 (1 ポイント) 0.4 以上 0.5 未満の場合 (2 ポイント) 0.5 以上の場合 (3 ポイント)	1~3
3) 地表面被覆 材に配慮し、敷 地外への熱的な 影響を低減する	①地表面の被覆材に配慮する。 地表面対策面積率が、 15%以上 30%未満の場合 (1 ポイント) 30%以上 45%未満の場合 (2 ポイント) 45%以上の場合 (3 ポイント)	1~3

	4) 建築外装材 料等に配慮し、 敷地外への熱的 な影響を低減す る	①屋根面の緑化等と高反射材料を選定するように努める。 屋根対策面積率が、 20%未満の場合 (1 ポイント) 20%以上 40%未満の場合 (2 ポイント) 40%以上の場合 (3 ポイント)	1~3
		②外壁面の材料に配慮する 外壁対策面積率が、 10%未満の場合 (1 ポイント) 10%以上 20%未満の場合 (2 ポイント) 20%以上の場合 (3 ポイント)	1~3
	5) 建築設備から 大気への排熱量 を低減する	①建築物の外壁・窓等を通しての熱損失の防止及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じる。 「LR1 エネルギー」のスコア(評価結果)が、 3.0 以上 4.0 未満 (1 ポイント) 4.0 以上 4.5 未満 (2 ポイント) 4.5 以上 (3 ポイント)	1~3
		②建築設備に伴う排熱は、低温排熱にすること等により、気温上昇の抑制に努める 気温上昇の抑制に努めるため、 標準的な工夫をしている場合 (1 ポイント) 中間的な工夫をしている場合 (2 ポイント) 全面的な工夫をしている場合 (3 ポイント)	1~3
	6) 広島市地球 温暖化対策等の 推進に関する条 例による緑化を 行い熱的な影響 を低減する	①条例第 28 条に定めた緑化率が、条例別表左欄に掲げる区分に区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を満足している。	1
III 効果 の確認	7) シミュレーション等による温熱 環境悪化改善の 効果の確認	①風向きに対する配置や形状の工夫を机上で検討(机上予測)している場合 (1 ポイント) ②敷地周辺の地形、建物、緑地等の現況と計画建物に対して、流体数値シミュレーション等を行って影響を予測している場合 (2 ポイント)	1~2

口解 説

ヒートアイランド化の抑制対策など、敷地外の熱的負荷の低減に資する取組みについて評価する。取組みの有無や程度を確認し、評価ポイントの合計で評価する。なお、敷地内温熱環境の向上(Q側)に関する取組みは、「Q3 3.2 敷地内温熱環境の向上」で取り扱う。

I 温熱環境の事前調査

1) 地域の温熱環境状況に関する事前調査の実施

敷地外への熱的な影響を低減するための対策を講じていくためにも、まず、地域の温熱環境状況に関する事前調査を適切に実施する必要がある。事前調査のレベルに応じて評価する。

①については、近くの気象台データや地域気象観測データ(アメダスデータ)等の既存データを用いて、

風向、風速、卓越風などの風環境を把握している場合は1ポイントとして評価する。

②については、上記の事前調査に加えてさらに、風向、風速、卓越風などの現地測定を行った場合や、広域気象データや地形データに基づいた広域大気環境予測システムで補完してより詳細に調査した場合は2ポイントとして評価する。

以上の事前調査内容の概要を第3者が確認できる資料や図面等を添付する。

II 敷地外への熱的な影響を低減する対策

2) 風下となる地域への風通しに配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する

風下地域への配慮としては、近隣地域への風通しへの配慮と、より広域的な観点からの建築物による風に対する抵抗を考える必要がある。①では、近隣地域への風の通り道を遮らないという観点で評価する。続いて②、③では、広域的な観点からの建築物による風に対する抵抗等を評価する。

①については、近隣の住宅街、公園、学校、グリーンベルト等、風の道となっている地域への風通しを評価する。定性評価とし、図12のように風下地域への風の通り道を遮らないように配慮している場合には2ポイント、風下地域へ風の通り道を遮ると思われる場合には0ポイント、風の通り道と特に関係しない場合には1ポイントとする。

なお、敷地周辺の風環境は、街区レベルの風環境データベース(図12、図13)等、利用可能なデータをできる限り収集し把握すること。なお、風環境データベースの詳細についてはCASBEE-HI(ヒートアイランド)のマニュアルを参照のこと。

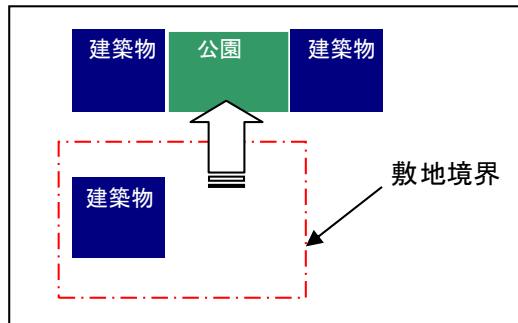


図12 風下地域への風の通り道を遮らない配慮の例

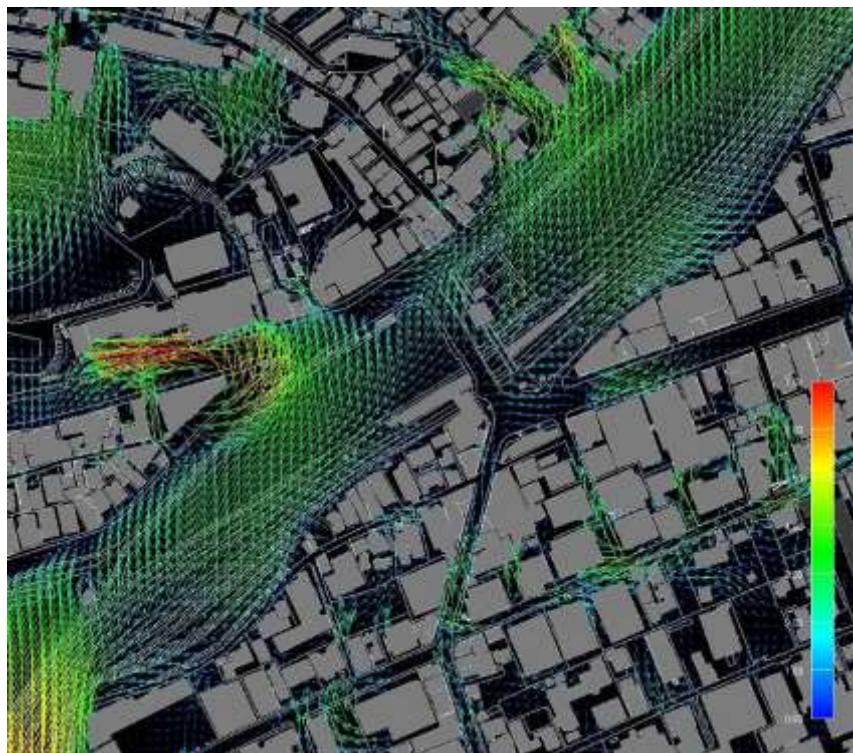


図13-1 風環境データベース(東京)の例 歩行者レベルの風速分布図

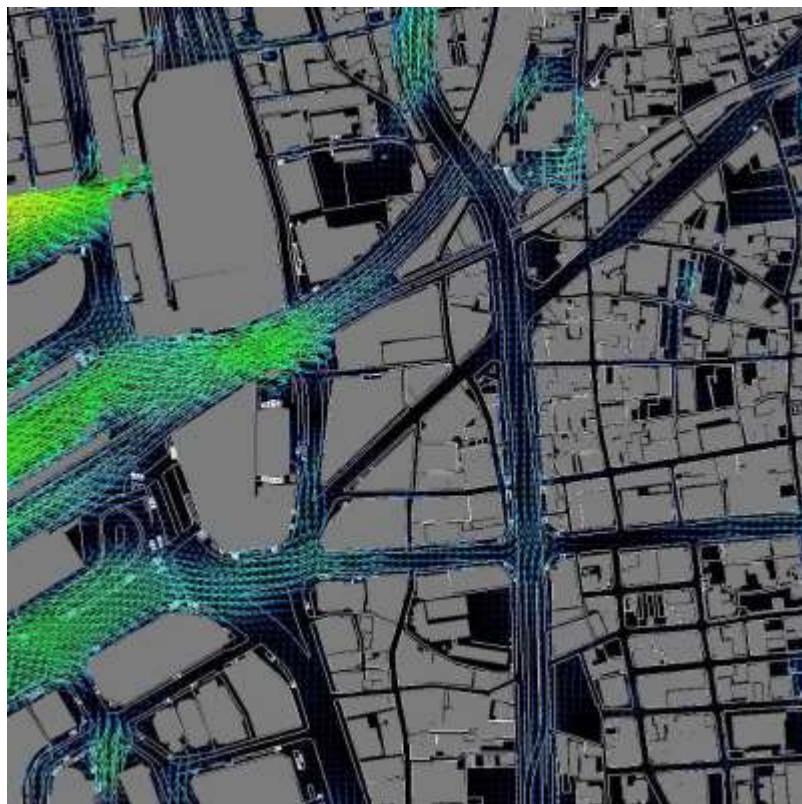


図 13-2 風環境データベース(大阪)の例 歩行者レベルの風速分布図

- ②および③では広域的な観点から風下地域全体への配慮として、次のような観点から評価する。
- ・風下地域の風速の低下を招く要因は建築物による風に対する抵抗である。したがって、まずは、卓越風向に対する見付面積をできるだけ小さくすることで風速の低下を防ぐことが重要である。そこで、②では卓越風向に対する見付面積率を評価する。
 - ・一方で、同じ見付面積であっても卓越風向に沿う向きの建築物の配置密度が粗であるならば、すなわち、隣棟間隔が大きければ、建築物により低下した風速は敷地内である程度回復することになる。そこで③では卓越風向に沿う向きの隣棟間隔から風速の回復への配慮を評価する。
 - ・なお、当該敷地について都市計画による容積率の限度、または前面道路の幅員による容積率の限度、または条例で定める容積率の限度が定められていない場合は、②および③とも1ポイントとする。
- ②については、夏期の卓越風向に対する見付面積比により評価する。本来、隣接建築物の影響を考慮する必要があるが、ここでは、隣接地は空地と考えて評価する。
- ・卓越風向に対する建築物の見付面積比は、次式により求める。(図14参照)

$$\langle \text{見付面積比} \rangle = S_b / (W_s \times H_b) \times 100 (\%)$$

- ・卓越風向の建物の見付面積 S_b は、建物の見付のうち地盤面(令2条第1項第6号、令2条第2項)より上部の見付の面積とする。
- ・建築基準法における指定工作物を有する場合は、その見付面積を算入すること。ただし、敷地内の高低差を処理するための擁壁については見付面積に算入しなくてよい。
- ・基準高さ H_b は、 $\{(容積率の基準値) / (建蔽率の基準値)\} \times (地上部分の階の階高の平均)$ とする。
- ・「容積率の基準値」は、当該敷地にかかる用途地域の指定に伴い都市計画で定める容積率の限度または、前面道路の幅員による容積率の限度、または、条例で定める容積率の限度のうち、最も小さい値とする。ただし、各種容積率の緩和を適用する場合は、適用後の容積率の限度の値を用いる。

- ・「建蔽率の基準値」は、当該敷地にかかる用途地域の指定に伴い都市計画で定める建蔽率の限度または条例で定める建蔽率の限度のうち、小さい値とする。ただし、角地等による建蔽率の緩和等を適用する場合は、適用後の建蔽率の限度の値を用いる。
- ・「地上部分の階」は、当該建物の階数のうち地階を除いた階とする。
- ・卓越風向が敷地辺に直交しない場合には、できるだけ卓越風向に近い直交風向を卓越風向に置き換えて評価してもよい。
- ・複数棟の場合はすべての建物を考慮して見付面積を算出する。
- ・不整形敷地の場合は図15により最大敷地幅を定義する。

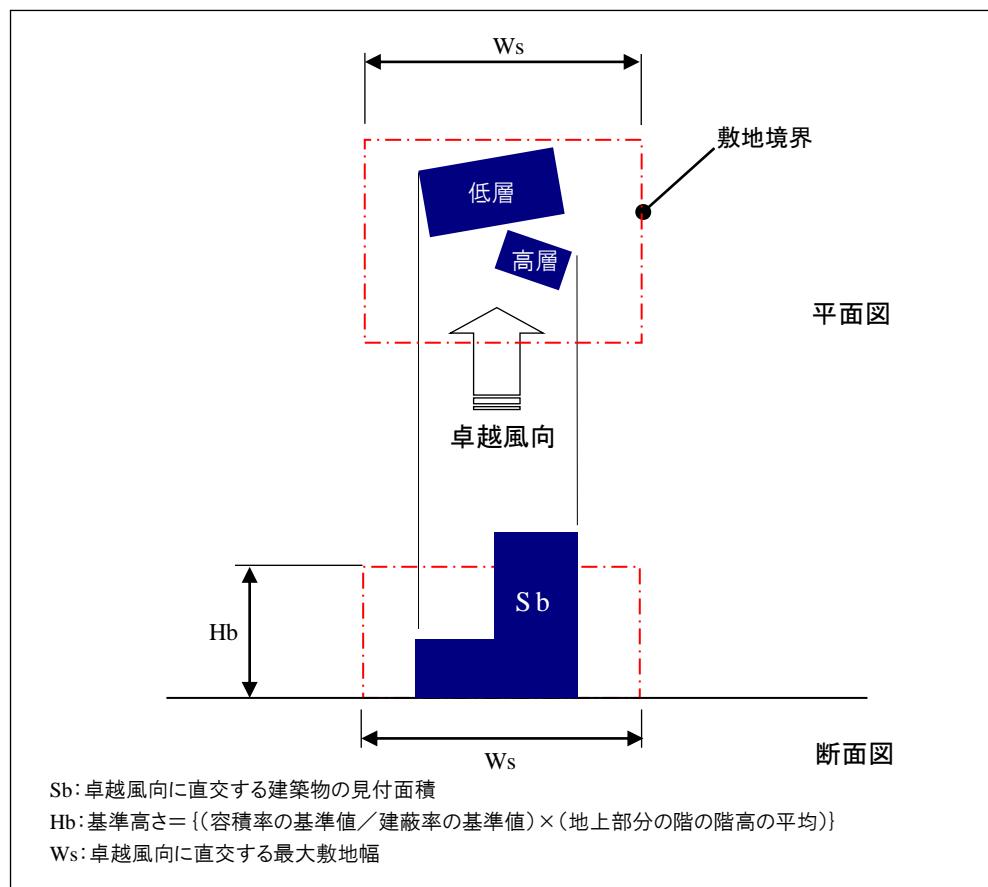
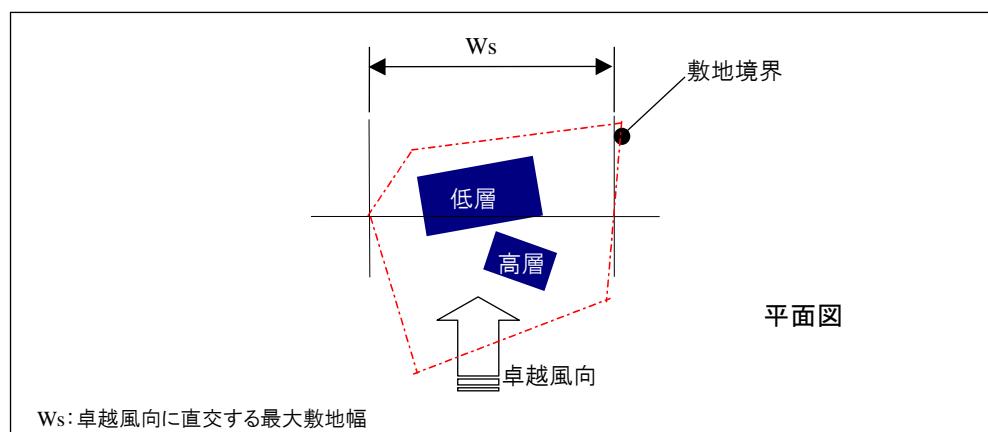


図14 卓越風向に対する建築物の見付面積比の算定方法

図15 不整形敷地の場合のW_sの求め方

- ・傾斜地に建つ建物の場合、見付面積S_bは平均地盤面(令2条第2項、周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面)より上部について算出する(図16)。
- ・傾斜地に複数棟建つ場合、見付面積S_bは以下の手順で算出する。(図17)
 - 1)それぞれの棟の高さは、それぞれの棟の平均地盤面からの高さとする。
 - 2)敷地を水平な地盤面(それぞれの建物の平均地盤面が同じレベルにある)とみなし、これに①の高さを有する建物が建つものとして見付面積S_bを算出する。

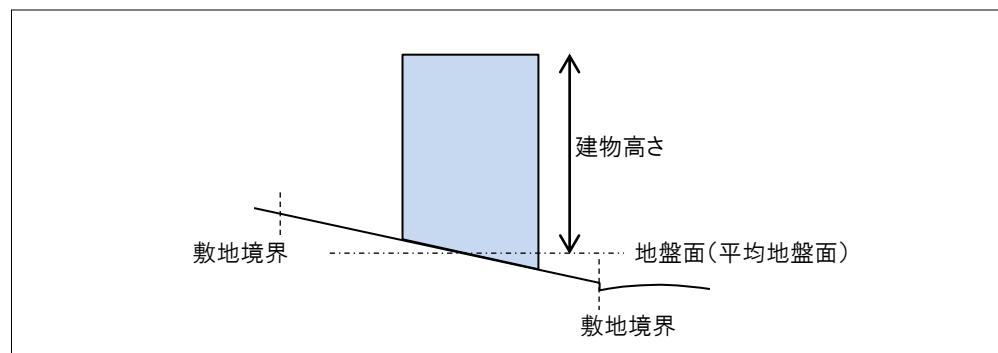


図16 傾斜地の場合の建物高さの求め方

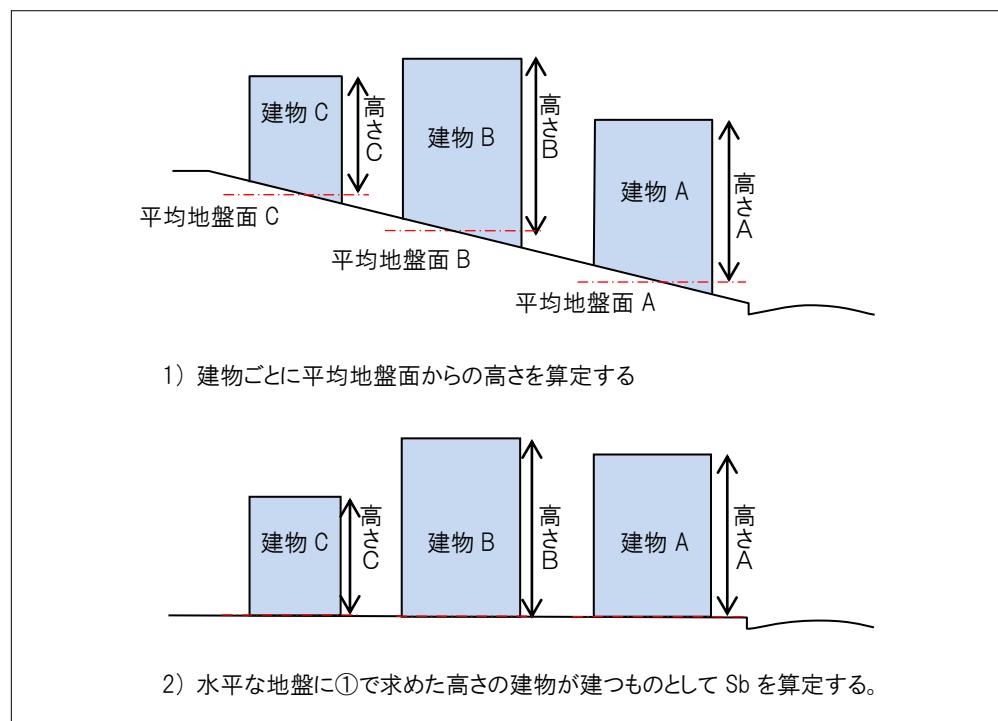


図17 傾斜地に複数の建物が建つ場合の見付面積の算定方法

- ③については、建物後流域での風の回復を促進するため、夏期の卓越風に沿う方向について、建築物の高さ(H)に応じた敷地境界からの後退距離および隣棟間隔の比率である隣棟間隔指標Rwを評価する。
- ・基準高さHbの1/2以上の高さの場合、隣棟間隔指標Rwに応じたポイントとし、基準高さHbの1/2未満の高さの建物については3ポイントとする。
 - ・基準高さHbは②と同様に{(容積率の基準値)/(建蔽率の基準値)}×(地上部分の階の階高の平均)とする。
 - ・卓越風向に沿う方向に対して最大敷地幅(Wd)となる敷地境界を決め、卓越風向に沿う方向の後退距離(W1,W2)を評価する。
 - ・隣棟間隔指標Rwは、以下の式により求める。

$$Rw = (W_1 + W_2) / H = \underbrace{W_1 / H}_{\text{風上側の値}} + \underbrace{W_2 / H}_{\text{風下側の値}}$$

- ・夏期の卓越風向が敷地辺に直交しない場合には、できるだけ卓越風向に近い直交風向を卓越風向に置き換えて評価してよい。
- ・不整形敷地の場合は図19により最大敷地幅(Wd)等を定義する。
- ・セットバックがある場合の後退距離は図20、図21により算出する。
- ・同一敷地内に複数棟がある場合の算定方法は、図22による。その際、高さに大きな差がある2棟が接している場合の考え方には、図23による。
- ・複数棟かつ不整形敷地の場合は図24により最大敷地幅(Wd)等を定義する。

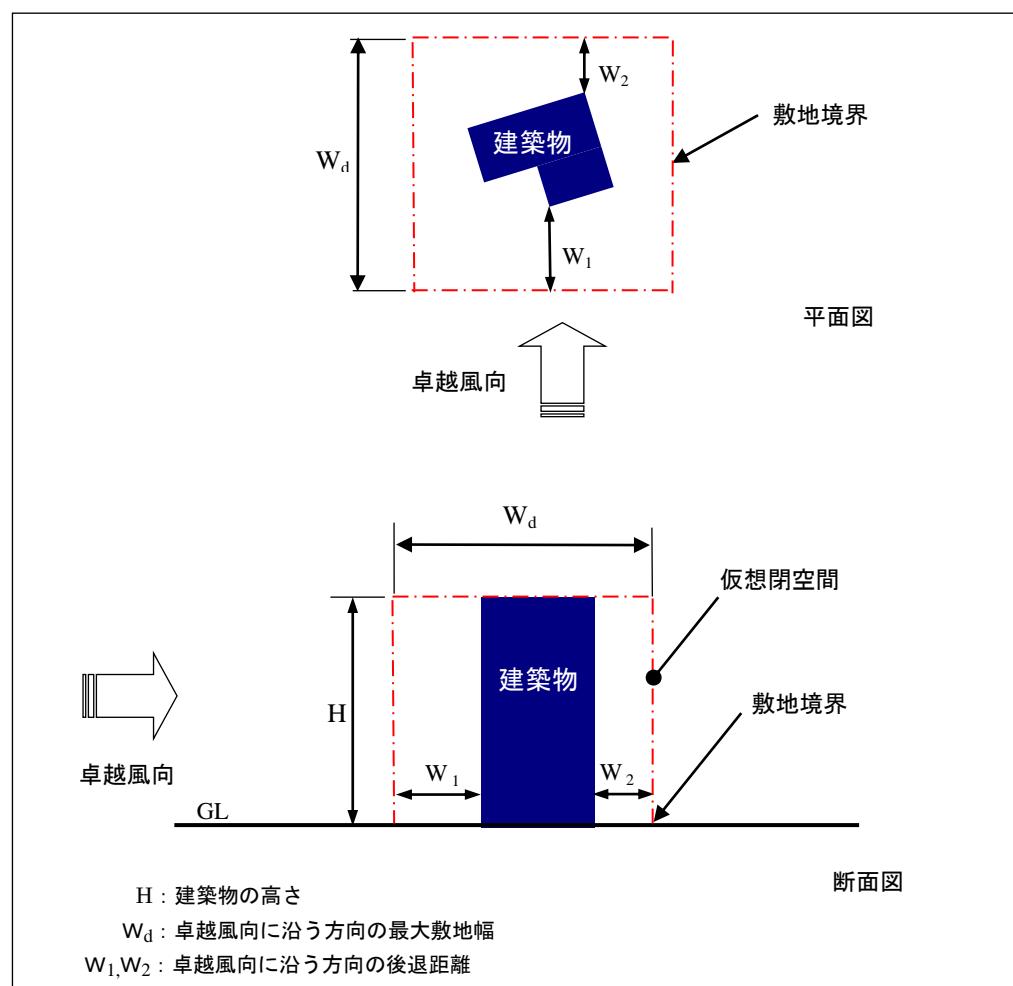
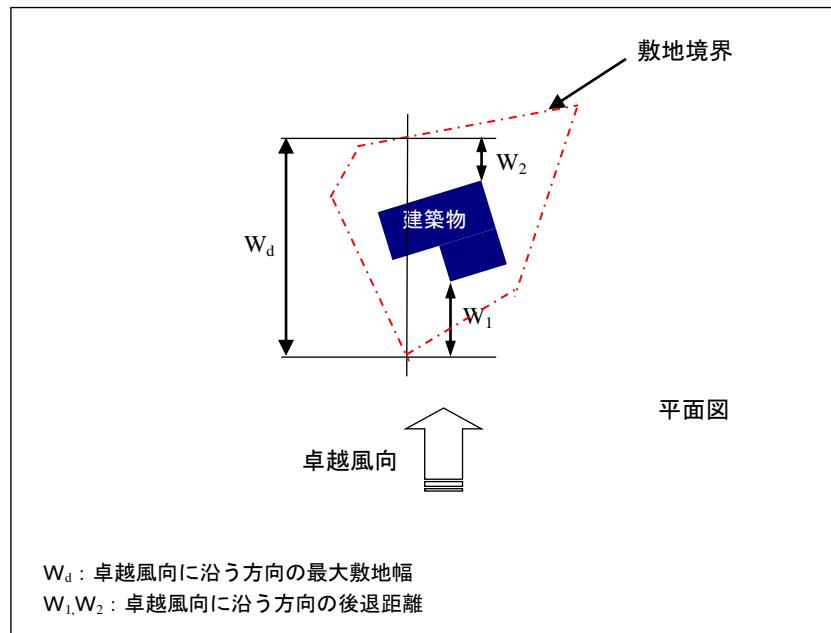
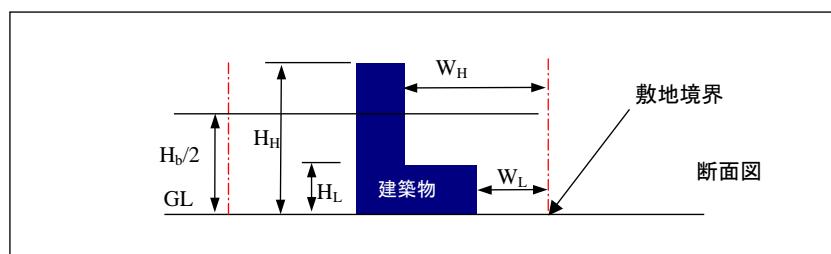
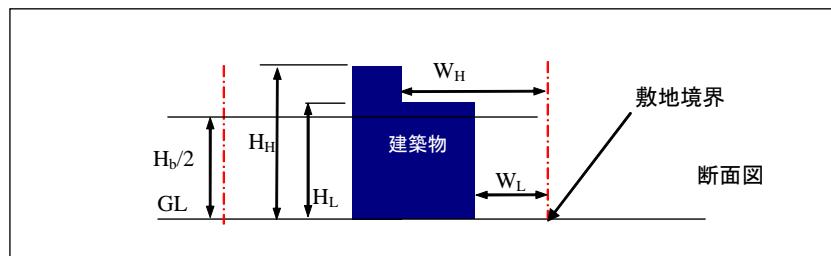


図18 敷地境界からの後退距離W₁,W₂および建物高さH

図19 不整形敷地の場合の最大敷地幅W_dおよび後退距離W₁,W₂の定義

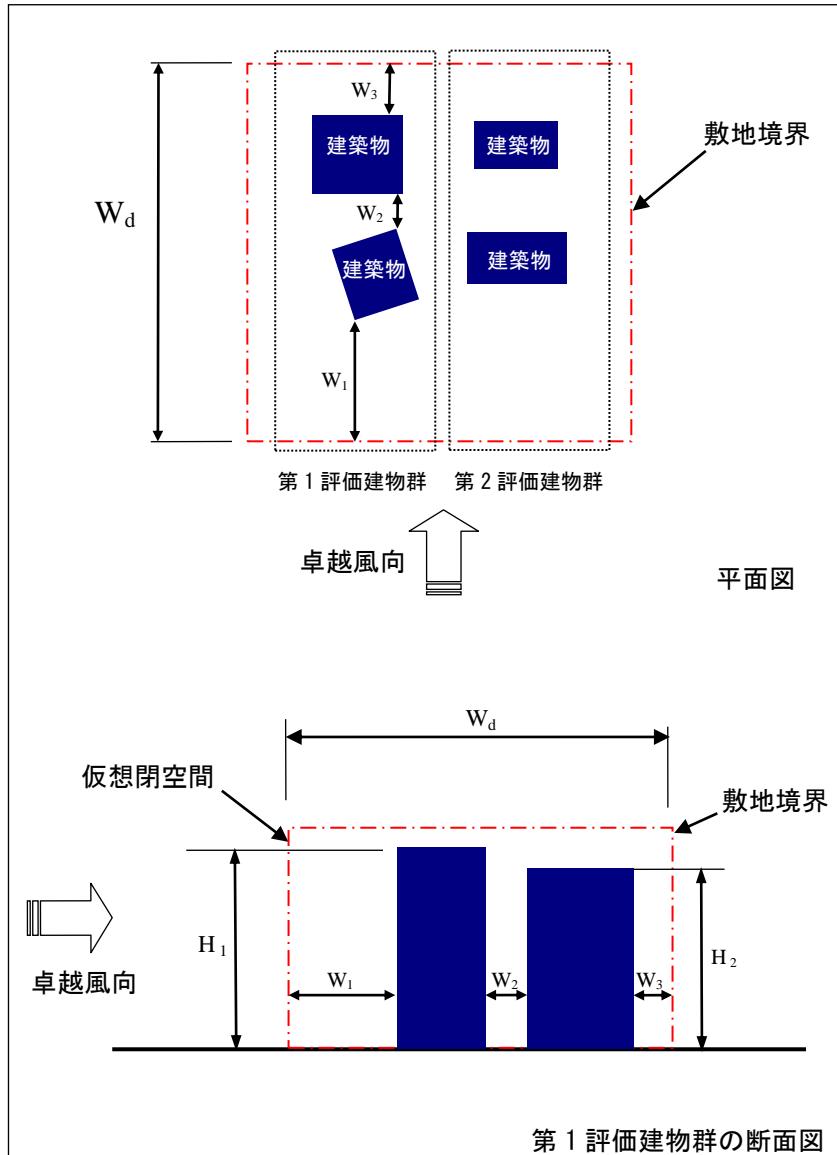
$H_b/2$ より低い位置にセットバックがある場合、風上側・風下側によらず、セットバックしている側の値は W_H/H_H で評価する。

図20 セットバックしている建築物の場合のW/Hの評価方法1



$H_b/2$ 、あるいはそれより高い位置にセットバックがある場合、風上側・風下側によらず、セットバックしている側の値は $(W_H+W_L)/2H_H$ で算出する。

図21 セットバックしている建築物の場合のW/Hの評価方法2



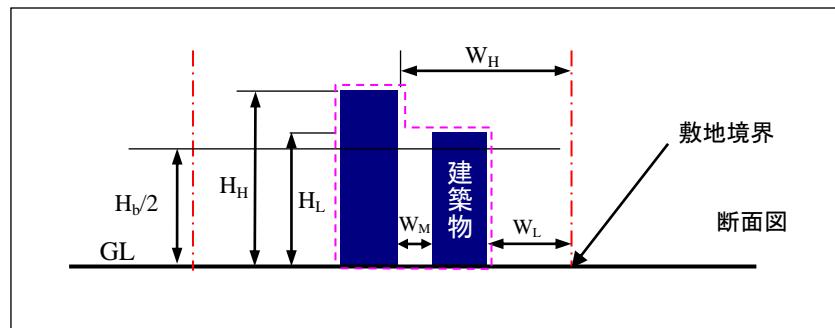
- ・卓越風向に沿って、複数の評価建物群が考えられる場合は、それぞれの評価建物群について評価する。
- ・敷地境界からの後退距離・隣棟間隔(W)は、最も狭い部分で評価するものとする。
- ・高さの異なる2棟の隣棟間隔に対する高さ(H)は、風上側の建物の高さとする。
- ・このとき、高さに大きな差がある2棟が近接している場合については、図23によることができる。
- ・セットバックがある場合は、図20、図21に準じて評価する。
- ・ひとつの評価建物群について隣棟間隔指標は以下で定義する。（図20の第1評価建物群の例）

$$Rw = (W_1/H_1 + W_2/H_1 + W_3/H_2 + \dots + W_{N+1}/H_N)/N$$

(ただし、 N は建物棟数)

- ・複数の評価建物群がある場合は、それぞれについて Rw を求め、平均をとるものとする。

図22 同一敷地内に複数棟がある場合の評価方法



- ・ $H_b/2$ 、あるいはそれより高い位置において、高さに大きな差がある2棟が近接している場合、2棟を一体としてセットバックした建物(図21参照)とみなすことができるものとする。
- ・ただし、 $(H_H - H_L) > W_M$ を満たすことを条件とする。
- ・このとき、セットバックしている側の値は $(W_H + W_L)/2/H_H$ で評価する。

図23 高さに大きな差がある2棟が近接している場合のW/Hの評価方法

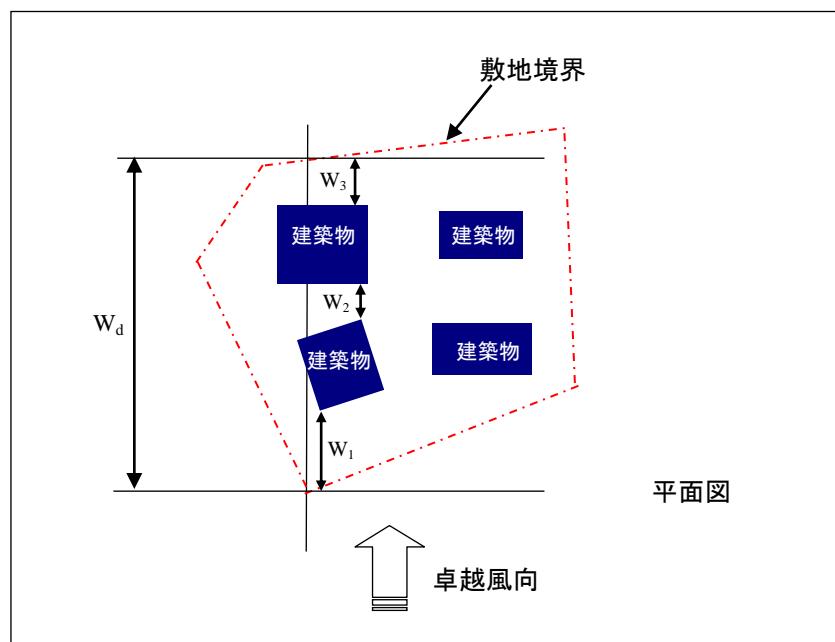


図24 複数棟かつ不整形敷地の場合の最大敷地幅W_dおよび後退距離の定義

3) 地表面被覆材に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する

地表面に、蒸発冷却効果が高い材料、または日射反射率が高い被覆材を選定し、熱的な影響を低減する取組みを評価する。ここでは、地表面の被覆において、蒸散効果が見込める被覆を行った場合と、日射反射率の高い材料にて被覆を行った場合について評価を行う。

・評価は地表面対策面積率にて評価を行う。指標とする地表面対策面積率は以下の式により求める。

＜地表面対策面積率＞

= ＜蒸散効果のある材料による被覆面積率＞ + ＜高反射対策を施した面積率＞

・「蒸散効果のある材料による被覆面積率」、「高反射対策を施した面積率」の求め方を以下に示す。

A. 蒸散効果のある材料による被覆面積率

地表面からの蒸発冷却効果を高めることにより、敷地外への熱的な影響を低減するという観点から、「蒸発冷却効果の高い被覆面積率」で評価する。蒸発冷却効果の高い被覆面積には、芝生・草地、低木等、水面、中・高木、保水対策面を含み、これらの蒸発冷却効果を芝生面積に置き換えた合計値で評価する。

＜蒸散効果のある材料による被覆面積率＞

= ＜緑被率＞ + 2.0 × ＜水被率＞ + 3.0 × ＜中・高木の水平投影面積率＞ + ＜保水性対策面積率＞

・緑被率、水被率、中・高木の水平投影面積率、保水性対策面積率はそれぞれ以下の式で定義する。

＜緑被率＞= ＜緑地面積＞ / ＜敷地面積＞ × 100(%)

＜水被率＞= ＜水面面積＞ / ＜敷地面積＞ × 100(%)

＜中・高木の水平投影面積率＞= ＜中・高木の水平投影面積＞ / ＜敷地面積＞ × 100(%)

＜保水性対策面積率＞= ＜保水性対策を施した面積＞ / ＜敷地面積＞ × 100(%)

・緑地面積、中・高木の水平投影面積の算定方法は、補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」による。

・保水性の高い被覆材料は、補助資料3.「保水性の高い材料」に示す材料または同等の材料とする。

・透水性建材による舗装面は、蒸発冷却効果はないものとし、「保水性対策を施した面積」に含まない。

B. 高反射対策を施した面積率

地表面に、日射反射率の高い被覆材を選定することで、域内に入射した日射を域外へと放出する効果を「高反射対策を施した面積率」として評価する。

＜高反射対策を施した面積率＞= ＜高反射対策を施した面積＞ / ＜敷地面積＞ × 100(%)

・地表面被覆材の日射反射率を高めることにより、敷地外への熱的な影響を低減するという観点で評価する。

・日射反射率の高い被覆材料は、補助資料4.「日射反射率の高い材料」に示すJPMS27に適する高反射率塗料、KRKS-001に適合する高反射率防水シートまたは同等の材料とする。

・歩道・車道・駐車場・広場などの人や車の立ち入ることが出来る空間(人の立ち入ることが出来る屋上も含む)に用いられる日射反射率の高い被覆材料は、人体等に対する反射日射の影響(熱、光)を考慮し、人の立ち入らない屋上・屋根などに用いられる被覆材料と比較して小さな反射率(おおむね25~35%程度)の被覆材料が用いられる。

4) 建築外装材料等に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する

建築物の屋上および外壁に採用する材料等に配慮し、熱的な影響を低減する取組みを、屋上部、外壁部それぞれについて評価する。

①では、屋根面における緑化等蒸発冷却効果のある材料、高い反射率の材料を施した面積について評価する。

・指標とする全屋根面積に対する屋根面対策面積率は、以下の式より求める。

〈屋根面対策面積率〉

$$= \langle \text{屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率} \rangle + \langle \text{屋根面高反射対策面積率} \rangle$$

・「蒸散効果のある材料による被覆面積率」、「高反射対策を施した面積率」の求め方を以下に示す。

A. 屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率

・屋根面の緑化により、敷地外への熱的な影響を低減するという観点で評価する。

・屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率は、以下の式にて求める。

・屋根面の緑化面積、中・高木の水平投影面積の算定は、補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」による。

〈屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率〉

$$= \langle \text{緑被率} \rangle + 2.0 \times \langle \text{水被率} \rangle + 3.0 \times \langle \text{中・高木の水平投影面積率} \rangle + \langle \text{保水性対策面積率} \rangle$$

・屋根面における緑被率、水被率、中・高木の水平投影面積率、保水性対策面積率はそれぞれ以下の式で定義する。

$$\langle \text{緑被率} \rangle = \langle \text{緑地面積} \rangle / \langle \text{全屋根面積} \rangle \times 100(%)$$

$$\langle \text{水被率} \rangle = \langle \text{水面面積} \rangle / \langle \text{全屋根面積} \rangle \times 100(%)$$

$$\langle \text{中・高木の水平投影面積率} \rangle = \langle \text{中・高木の水平投影面積} \rangle / \langle \text{全屋根面積} \rangle \times 100(%)$$

$$\langle \text{保水性対策面積率} \rangle = \langle \text{保水性対策を施した面積} \rangle / \langle \text{全屋根面積} \rangle \times 100(%)$$

B. 屋根高反射対策面積率

・屋根面に日射反射率の高い屋根材を使用することにより、敷地外への熱的な影響を低減するという観点で評価する。

$$\langle \text{屋根高反射対策面積率} \rangle = \langle \text{高反射対策を施した面積} \rangle / \langle \text{全屋根面積} \rangle \times 100(%)$$

・日射反射率の高い被覆材料は、補助資料4.「日射反射率の高い材料」に示すJPMS27に適する高反射率塗料、KRKS-001に適合する高反射率防水シートまたは同等の材料とする。

・高い長波放射率は、夜間の放射冷却を促し、夜間の冷房負荷削減にも効果がある。

②では外壁面に緑化や保水性建材等を施すことで、敷地外への熱的な影響を低減するという観点で評価する。

・全外壁(窓面積を含む)面積に対する比率とする。

・外壁面対策面積率は、Q3「3.2 敷地内温熱環境の向上」の評価する取組み「IV 2外壁面の材料に配慮する」と同様に以下の式にて求める。外壁の緑被面積の算定は、補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」による。

〈外壁面対策面積率〉

$$= (\langle \text{外壁緑被面積} \rangle + \langle \text{保水性対策を施した面積} \rangle) / \langle \text{全外壁面積} \rangle \times 100(%)$$

5) 建築設備から大気への排熱量を低減する

①では、エネルギーの効率的利用により、建築設備から大気への排熱量を低減するという観点で評価す

る。効果のある主な対策や措置として、以下があげられる。

- ・建築物の熱負荷抑制

- 日射遮蔽(中・高木、庇、ルーバー等)、断熱強化により冷房に伴う排熱を抑制

- ・設備システムの高効率化

- 省エネルギー空調、照明、換気、昇降機設備の導入

- ・自然エネルギーの活用(敷地周辺が保有する自然エネルギーポテンシャルの活用)

- 自然通風による排熱の抑制、昼光利用による排熱の抑制

- ・未利用エネルギーの活用(敷地周辺が保有する都市排熱の活用)

- ごみ焼却場排熱の利用による排熱の抑制

- 海水、河川水、地下水等の利用

- ・高効率インフラの導入

- 地域冷暖房

本項目の評価では、上記の取組みを総合的に評価する「LR1 エネルギー」のスコア(評価結果)を参照するものとする。ここで、「LR1 エネルギー」のスコアが3.0以上4.0未満の場合は1ポイント、4.0以上4.5未満の場合は2ポイント、4.5以上の場合は3ポイントとする。

②では、空調用の屋外機などからの排熱を評価対象とし、温度上昇に直接影響する顕熱の大気への放出を削減するという観点から評価する。

- ・「標準的な工夫」とは、排気温度をできる限り低く抑える等の工夫を言う。(例:空調用屋外機の排気が吸込側にショートサーキットしないような配置をしている)

- ・「全面的な工夫」とは、水噴霧、水冷化※1)などの手段を用いた排熱の潜熱化、河川水や下水などのヒートシンクの利用、排熱回収等によって、おおむね80%以上※2)の顕熱排熱の抑制や低下の取り組みをした場合を言う。

- ・住宅用途の場合は、3ポイントとする。

- ・複合用途の場合は、非住宅用途部分のポイントと住宅用途部分のポイント(3ポイント)から、延床面積比率を考慮して適切なポイントを設定する。

※1 例: 吸收冷凍機、遠心冷凍機など

※2 空調排熱だけではなく、発電にともなう排熱等も考慮して比率を算定する。

6) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例による緑化を行い熱的な影響を低減する。

広島市では、地球温暖化対策等の推進について、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を設けている。

その中で、条例第28条に緑化率の規定がある。緑化率の算定方法等については別途「緑化計画書作成の手引き」に記載している。

(担当部署:都市整備局緑化推進部緑政課)

■参考: 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例

第28条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域その他規則で定める区域内においては、敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築等(既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合にあっては、当該新築等に係る部分の床面積の合計が当該既存の建築物の床面積の合計の10分の2以下のものを除く。)をしようとする者(以下「特定緑化建築主」という。)は、当該新築等に係る建築物及びその敷地(以下「特定緑化建築物等」という。)の緑化率を、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合以上としなければならない。

別表(第28条関係)

区分	割合
建ぺい率の最高限度が10分の4以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 100分の20
建ぺい率の最高限度が10分の4を超え、10分の5以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 100分の15
建ぺい率の最高限度が10分の5を超え、10分の7以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 100分の10
建ぺい率の最高限度が10分の7を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 100分の5

備考 この表において「建ぺい率の最高限度」とは、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度をいう。

(注記) 特定緑化建築物等でなくても緑化率を、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合以上の建築物であれば、ポイントを計上することができる。

III 効果の確認

7)シミュレーション等による温熱環境悪化改善の効果の確認

各種対策の効果をシミュレーション等により確認している場合は評価する。確認手法のレベルに応じて評価する。

①風向きに対する配置や形状の工夫を机上で検討(机上予測)し、敷地外への熱的な影響を十分低減できることを確認している場合は1ポイントとする。

②敷地周辺の地形、建物、緑地等の現況と計画建物に対して、流体数値シミュレーション等を行って影響を予測し、敷地外への熱的な影響を十分低減できることを確認している場合は2ポイントとする。

以上の効果を第三者が確認できる資料や図面等を添付する。

2.3 地域インフラへの負荷抑制

2.3.1 雨水排水負荷低減

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住	
	行政指導がある場合 下水道整備が合流式で行われている区域内の①国、地方公共団体その他公共的な団体が設置する施設、②敷地面積が3,000m ² 以上の民間施設、③その他市長が必要と認める施設	
レベル1	(該当するレベルなし)	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	指導された規模の雨水流出抑制対策を実施している。	雨水流出抑制対策等を実施していない。
レベル4	レベル3を満たし、かつ「広島市雨水流出抑制に関する指導要綱」に基づく雨水流出量の抑制を実施しているが、レベル5を満たさない。	雨水流出抑制対策等を実施しているが、レベル5を満たさない。
レベル5	レベル3を満たし、かつ日本建築学会「雨水活用技術規準」に示された「基本蓄雨高100mm」に必要な蓄雨高を敷地内で確保している。	

口解 説

本項目では雨水流出を抑制する性能を評価することを目的に、敷地における雨水流出抑制対策(地下浸透対策と一時貯留対策)等を評価対象とする。

レベル3 雨水流出抑制対策については地域の市街化の状況、河川や公共下水道等の状況に応じ、地方公共団体より対策量及び対策方法に関する行政指導が定められており、評価はその指導規模に従うものとする。
また、行政指導がなく、雨水流出抑制対策を実施していない場合もレベル3とする。

レベル4 指導対策量を満たし、さらにそれ以上の雨水流出抑制対策等を実施している場合(「広島市雨水流出抑制に関する指導要綱」、「広島市雨水流出抑制に関する指導要領」、「広島市雨水湧出抑制技術マニュアル」を参考に対策を行い、雨水流出抑制計画書を提出すること)はレベル4とする。
また、行政指導はないが、任意に雨水流出抑制対策等を実施している場合もレベル4とする。
(担当部署:下水道局管理部管理課普及促進係)

レベル5 指導対策量を満たし、さらに日本建築学会「雨水活用技術規準」に示された「基本蓄雨高100mm」に必要な蓄雨高を敷地内で確保している場合はレベル5とする。
また、行政指導は無いが、基本蓄雨高100mmを満たしている場合もレベル5とする。

敷地における蓄雨高は、以下により算定する。(参考1参照)

敷地の蓄雨高(mm)

$$\begin{aligned}
 &= (\text{敷地の土地利用形態ごとの蓄雨量}(m^3) + \text{貯留施設の有効貯水量}(m^3) \\
 &\quad + \text{浸透施設による1時間分の浸透量}(m^3) \text{とその空隙貯留量}(m^3)) / \text{敷地面積}(m^2) \times 1000
 \end{aligned}$$

- ・ 敷地の土地利用形態ごとの蓄雨量(m³)
 $= \text{基本蓄雨高}(100(\text{mm})) \times \text{土地利用形態ごとの面積}(m^2) \times \text{蓄雨係数} / 1000$

- ・ 浸透施設の蓄雨量(m^3)
 $= (1\text{施設当りの単位浸透量} (m^3/h) \times 1(h) + 1\text{施設当りの単位空隙貯留量} (m^3)) \times \text{施設数}$
- ・ 単位浸透量(m^3/h) = 影響係数 × 浸透施設の比浸透量(m) × 土壤の飽和透水係数(m/h)
※影響係数は一般に0.81、土壤の飽和透水係数は0.14(m/h)
- ・ 1施設当りの空隙貯留量(単位空隙貯留量)(m^3)は、碎石の空隙量および管内貯留量の総量とする。碎石の空隙量は単粒度碎石の空隙率を35%として計算する。
- ・ 単位浸透量及び単位空隙貯留量が自治体によって定められている場合は、それらを使用する。
- ・ 透水性舗装については、蓄雨係数を用いず、透施設として蓄雨量および蓄雨高を算定することも可能。

表2 蓄雨量、蓄雨量および蓄雨高の算定方法

施設等	蓄雨量 (m^3)	蓄雨高 (mm)	基本蓄雨高 (mm)
土地利用形態	基本蓄雨高(100mm) × 土地利用形態ごとの面積 × 蓄雨係数 / 1000	蓄雨量 (m^3) ÷ 敷地面積 (m^2) × 1000	100mm
貯留施設	有効貯水量	同上	
浸透施設	浸透量 (m^3/h) × 1時間 + 空隙貯留量 (m^3)	同上	

表3 土地の利用形態と蓄雨係数

(蓄雨係数は、1.00から土地利用形態に応じた流出係数を減じて求める)

土地利用の形態		蓄雨係数	流出係数の範囲
屋根	通常	0.05~0.25	0.75~0.95
	勾配のある屋上緑化	0.20	運動場／排水施設ありに準拠
	平坦な屋上緑化	0.50	運動場／排水施設なしに準拠
路面	アスファルト舗装	0.05~0.30	0.70~0.95
	砂利道	0.30~0.70	0.30~0.70
	透水性舗装	0.30~0.60	0.40~0.70
裸地(間地) ・緑地	締固められている	0.50	0.50
	締固められていない	0.70~0.90	0.10~0.30
運動場等 (舗装なし)	排水施設なし	0.50	裸地(間地)／締固めに準拠
	排水施設あり	0.20	0.80
ゴルフ場(雨水排除のための排水施設有り)		0.50	0.50
法面(人工的に造成された植生に覆われている)		0.60	0.40
林地、畠地、原野		0.70~0.90	0.10~0.30
水田		0.20~0.30	0.70~0.80
水面		0.00	1.00
芝・樹木の多い公園		0.75~0.95	0.05~0.25
山地	勾配が緩い	0.60~0.80	0.20~0.40
	勾配が急	0.40~0.80	0.40~0.60

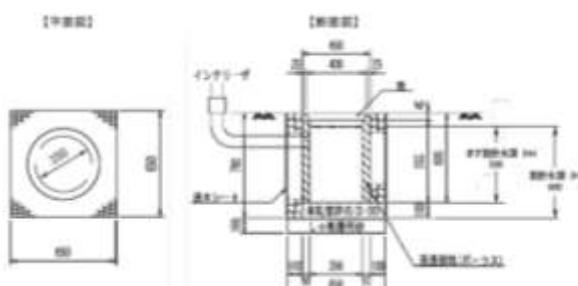


図25 浸透ますの例



図26 浸透トレーンチの例

■参考1) 「基本蓄雨高」および日本建築学会「雨水活用技術規準」について

「基本蓄雨高」は、日本建築学会環境規準「雨水活用技術規準(AIJS-W0003-2016)」において示された指標である。本技術規準は、平成26年に制定された「水循環基本法」およびこれに包含される「雨水の利用の推進に関する法律」を踏まえ、近年のゲリラ豪雨等の頻発等により、これまでの河川や公共下水道等では雨水に対応できなくなり流域全体で面的に雨水を管理することが求められていることを受け、新たに定められた規準である。本技術規準において雨を貯めて活かす「蓄雨(ちくう)」という概念が提示され、すべての敷地において100mm降雨に対応すること(基本蓄雨高100mm)が求められている。

<日本建築学会雨水活用技術規準 基本蓄雨高部分抜粋>

第3章 蓄雨技術 3.1蓄雨性能

すべての敷地は、基本蓄雨高100mmを前提として、必要な蓄雨量を確保し、防災や治水、環境、利水に有効な蓄雨性能を有するものとする。

[解説]

蓄雨性能の基本は、総雨量に対して単位時間にかかわらず、1m²あたり100mm分を敷地に一時的にとどめることとし、これを基本蓄雨高とする。これは時間当たり100mmの降雨対応とは異なる。

ゲリラ豪雨の場合、短時間に限られた場所に強い雨が集中し洪水を引き起こすが、敷地ごとにこれを緩和する機能を持たせることが治水蓄雨の目的である。そのため、治水蓄雨はすべての敷地において必須蓄雨となる。敷地ごとの治水蓄雨は、流域対策としてオンサイト貯留の効果を持ち、調整池と同じ役割を果たす。したがって、台風や梅雨の長雨などの洪水抑制には初期に有効に働くが、基本蓄雨高の超過分は河川や下水道などのインフラストラクチャーが担う。(後略)

■文献55)

■参考2) 雨水浸透施設に関する注意点について

流出抑制効果を効率的に発揮させるには、雨水浸透施設は可能な限り設置することが望ましいが、急傾斜地崩壊危険区域等の浸透不適地においては、設置を避ける必要がある。次表に浸透適地・不適地を判断する目安の例を示す。また、地方公共団体または総合治水特定河川流域で浸透能力マップが作成されている場合には、これを活用し判断する。

表4 浸透適地・不適地の判断の目安

判断条件	内 容
地形・地質	適 地： 台地・段丘・扇状地・自然堤防・丘陵地等 不適地： 沖積低地・盛土等人工改変地・切り土面・地すべり防止区域・急傾斜崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等
土 質	透水性の良くない土質は避ける。 ・土壤の飽和透水係数が10 ⁻⁷ m/secより小さい場合 ・間隙率が10%以下の場合 ・粒度分布で粘土分が40%以上の場合
地下水位	地下水位の高い地域は、浸透能力が減少するので不適。 地下水位と浸透施設底面との距離が0.5m以上必要。
周辺環境への影響	土壤汚染区域で浸透によって汚染物質の拡散、汚染の予想される区域は除外。

出典:「雨水地下浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」(平成22年4月 国土交通省)

2.3.2 汚水処理負荷抑制

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	水質汚濁防止法あるいは下水道法、または広島市で定める排出基準のうち厳しい基準を満たしている。
レベル4	排出基準を満たした上でそれ以上の特別な工夫を実施し、汚水処理負荷を高く抑制している。
レベル5	(該当するレベルなし)

注)排出基準は、水質汚濁防止法適用施設については、水質汚濁防止法または各都道府県の定める排出基準のうち厳しい数値を基準として採用する。下水道法適用施設については、下水道法または各都道府県の定める排出基準のうち厳しい数値を基準として採用する。

口解 説

水質汚濁防止法あるいは下水道法、または地方公共団体等で定める排出基準を満たしている場合はレベル3とする。排水基準を満たした上で、特別な工夫や目標を掲げて、より高度に取り組んでいる場合はレベル4とする。

■参考1) 下水道法で定める公共下水道への排出基準

1.除害施設の設置等に関する条例の基準

下記範囲内の水質の下水について定めるものとする。

項目	条例で定める基準値の範囲
温度	45℃以上であるもの
pH	5以下または9以上であるもの
n-ヘキサン抽出物質 鉱油類	5mg/リットルを超えるもの
動植物油脂類	30mg/リットルを超えるもの
よう素消費量	220mg/リットル以上であるもの

2.特定事業場からの下水の排除の制限に係わる水質基準

項目	基準値	
カドミウム	0.1	mg/リットル以下
シアン	1	mg/リットル以下
有機リン	1	mg/リットル以下
鉛	0.1	mg/リットル以下
六価クロム	0.5	mg/リットル以下
ヒ素	0.1	mg/リットル以下
総水銀	0.005	mg/リットル以下
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	0.003	mg/リットル以下
トリクロロエチレン	0.3	mg/リットル以下
テトラクロロエチレン	0.1	mg/リットル以下
ジクロロメタン	0.2	mg/リットル以下
四塩化炭素	0.02	mg/リットル以下
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/リットル以下
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/リットル以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/リットル以下
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/リットル以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/リットル以下
1,3-ジクロロプロパン	0.02	mg/リットル以下
チラム	0.06	mg/リットル以下
シマジン	0.03	mg/リットル以下
チオベンカルブ	0.2	mg/リットル以下
ベンゼン	0.1	mg/リットル以下
セレン	0.1	mg/リットル以下
フェノール類	5	mg/リットル以下
銅	3	mg/リットル以下
亜鉛	2	mg/リットル以下
溶解性鉄	10	mg/リットル以下
溶解性マンガン	10	mg/リットル以下
クロム	2	mg/リットル以下
ふつ素(海域以外) (海域)	8	mg/リットル以下
ほう素(海域以外) (海域)	15	mg/リットル以下
ダイオキシン類	230	mg/リットル以下
	10	pg-TEQ/リットル以下

3.特定事業場からの下水の排除の制限に係わる水質基準を定める条例の基準

下記項目については条例により基準を設定する。その基準は下記の値より緩いものとする。

項目	条例で定める基準値の範囲	条例で定める基準値の範囲
PH	5 を越え 9 未満	
BOD	600mg/リットル未満	
SS	600mg/リットル未満	
n-ヘキサン抽出物質 鉱油類 動植物油脂類	5mg/リットル以下 30mg/リットル以下	
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	380mg/リットル未満	条例で当該下水道からの放流水について排水基準が定められている場合はその排水基準値の 3.8 倍とする。
窒素 リン	240mg/リットル未満 32mg/リットル未満	条例で当該下水道からの放流水について排水基準が定められている場合はその排水基準値の 2 倍とする。

下水道法施行令(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号、最終改正:平成 14 年 2 月 8 日政令第 27 号)

■参考2) 広島市の特定事業場からの下水道排除基準

項目	基準値	
カドミウム及びその化合物	0.03	mg/リットル以下
シアノ化合物	1	mg/リットル以下
有機燐化合物	1	mg/リットル以下
鉛及びその化合物	0.1	mg/リットル以下
六価クロム化合物	0.5	mg/リットル以下
砒素及びその化合物	0.1	mg/リットル以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/リットル以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/リットル以下
トリクロロエチレン	0.3	mg/リットル以下
テトラクロロエチレン	0.1	mg/リットル以下
ジクロロメタン	0.2	mg/リットル以下
四塩化炭素	0.02	mg/リットル以下
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/リットル以下
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/リットル以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/リットル以下
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/リットル以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/リットル以下
1,3-ジクロロプロパン	0.02	mg/リットル以下
チウラム	0.06	mg/リットル以下
シマジン	0.03	mg/リットル以下
チオベンカルブ	0.2	mg/リットル以下
ベンゼン	0.1	mg/リットル以下
セレン及びその化合物	0.1	mg/リットル以下
フェノール類	5	mg/リットル以下
銅及びその化合物	3	mg/リットル以下
亜鉛及びその化合物	2	mg/リットル以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10	mg/リットル以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10	mg/リットル以下
クロム及びその化合物	2	mg/リットル以下
ふつ素(千田・江波・大州処理区域内) (旭町・西部・東部処理区域内)	8 15	mg/リットル以下
ほう素(千田・江波・大州処理区域内) (旭町・西部・東部処理区域内)	10 230	mg/リットル以下
1,4-ジオキサン	0.5	mg/リットル以下

ダイオキシン類	10	pg-TEQ/リットル以下
温度	45	℃未満
水素イオン濃度(PH)	5 を超え 9 未満	
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) (動植物油脂類)	5 30	mg/リットル以下
沃素消費量	220	mg/リットル以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	mg/リットル以下
浮遊物質量(SS)	600	mg/リットル以下
窒素含有量	240	mg/リットル以下
燐含有量	32	mg/リットル以下

注)排出量とは、一日当たりの平均的な排出水のことを示す。また、特定施設のうち、排水量が50m³/未満の場合、規制外となる対象物質がある。

(担当部署:下水道局管理部管理課)

2.3.3 交通負荷抑制

事・学・物・飲・会・工・病・坏・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・坏・住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 2 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 4 ポイント以上

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 自転車の利用(代替 交通 手段 の 利用)に関する取組み	1)建物利用者のための適切な量の自転車置場(バイク置場を含む)の確保、駐輪場利用者の利便性への配慮(出し入れし易さ、利用し易い位置にあるなど)	1
	2)その他(記述)	1
II 駐車場の確保に関する取組み	1)適切な量の駐車スペースの確保(周辺道路に渋滞や路上駐車などを発生させないための措置として) ※広島市の「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の対象建築物となる場合は、基準を満足していること。	1
	2)管理用車両や荷捌き用車両の駐車施設の確保	1
	3)駐車場の導入路(出入り口など)の位置や形状・数への配慮(周辺道路の渋滞緩和に資するもの)	1
	4)その他(記述)	1

口解説

建物の運用時に発生する自動車利用による交通負荷(渋滞の発生など)を抑制するための取組み内容について評価する。

I 自転車の利用(代替交通手段の利用)に関する取組み

1)では、建物利用者による自動車利用を抑制するための手段として、自転車利用を推進する対策について評価する。

広島市では、自転車等の放置の防止及び自転車等駐車場の整備等自転車等の駐車対策に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の確保及び都市機能の保持を図ることを目的とし、「広島市自転車等の放置の防止に関する条例」を設けている。この条例の対象建築物となる場合は、自転車等駐車場の設置基準を満足している必要がある。

(担当部署:建築物を新築等しようとする区の維持管理課)

(1)適用地区

都市計画法第8条第1項第1号に規定する「近隣商業地域」または「商業地域」

(2)自転車等駐車場の附置義務の対象となる建築物

施設の用途	施設の規模
①百貨店、スーパーマーケット(店舗)	店舗面積が400m ² を超えるもの
②銀行	店舗面積が500m ² を超えるもの
③遊技場	店舗面積が300m ² を超えるもの
④専修学校及び各種学校	店舗面積が400m ² を超えるもの

※混合用途施設(2以上の供する施設)については、施設の用途ごとの規模の基準により算定した規模の合計が20台以上である場合に適用となる。

(3)自転車等駐車場の設置義務

施設の用途	自転車等駐輪場の規模の基準
①百貨店、スーパーマーケット(店舗)	店舗面積が20m ² ごとに1台
②銀行	店舗面積が25m ² ごとに1台
③遊技場	店舗面積が15m ² ごとに1台
④専修学校及び各種学校	店舗面積が20m ² ごとに1台

※店舗面積の算定方法等の詳しい内容については、各区維持管理課に確認すること。

2)では、自転車の他、循環バスルートの新設などの取組みを評価する。

【取組み例】

○オフィス街における自転車ステーションの例
駐輪スペース、シャワー、ロッカーを提供し、自転車通勤者を支援するサービスを提供する施設。

II 駐車場の確保に関する取組み

1)では、建物利用者が利用する自動車を敷地外に路上駐車させないよう、適切な駐車スペースを確保することを評価する。

広島市では、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めることを目的とし、「建築物等における駐車施設の附置等に関する条例」を設けている。この条例の対象建築物となる場合は、駐車台数の設置基準を満足すること。

(担当部署:道路交通局道路管理課)

(1)適用地区

①駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域

②周辺地区(市街化区域のうち、上記①及び第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域以外)

(2)対象建築物

- ①駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域では、
対象面積※が、
(特定用途の対象面積+非特定用途の対象面積×3／4)=1,500m²を超える建築物
②周辺地区では
特定用途部分の対象面積※が2,000m²を超える建築物
※ 対象面積とは、全体延床面積からその内容に含まれる駐車・駐輪場の床面積を除く範囲

(3)駐車台数の設置基準

施設の用途		1台当たりの床面積	
		駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	周辺地区
特定用途	①百貨店その他の店舗、事務所	150m ² ごとに1台	250m ² ごとに1台
	②その他の特定用途	250m ² ごとに1台	
非特定用途	③非特定用途	450m ² ごとに1台	—

※その他の特定用途とは、以下の用途が該当

劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧席の部分も含む。)、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ボーリング場、体育館、病院(医療法に定める病院などの施設)、卸売市場、倉庫、工場

※非特定用途とは、特定用途以外の用途をいい、以下の用途が該当

住宅、神社、仏閣、各種学校(学校教育法第1条に基づく小、中、高等学校の用途に供する部分は対象外)、介護保険施設、デイケアサービスなど

また、近隣する公共交通機関を利用できるなど、公共交通手段の利用を配慮し、かつ周辺道路に渋滞や路上駐車等が発生しないよう駐車台数の計画をしたことを評価する。

2)では、建物運用に関する管理用車両やサービス車両(維持管理・メンテナンスサービス車両、搬入・搬出車、宅配車、ごみ収集車等)を、サービス時に敷地外に駐停車させないよう、適切な駐停車スペースを確保することを評価する。

3)では、建物駐車場の出入りを円滑にし、出入り口付近で自動車が渋滞にならないようにする取組みを評価する。

2.3.4 廃棄物処理負荷抑制

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント以下
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 2 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 4 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 5 ポイント以上

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I ゴミの種類や量の推計	1)ゴミ処理負荷低減対策の計画のために、敷地内(室内・室外)から日常的に発生するゴミの種類や量を推計している場合。	1
II 分別回収を推進するための空間整備や設備の設置	2)室内および室外にゴミの多種分別回収が可能なストックスペースを計画している場合 3)室内や室外にゴミの分別回収容器・ボックスの設置を計画している場合 4)有価物の計画的な回収を計画している場合(集団回収など) 5)ごみ収集施設に環境局製作「家庭ゴミの正しい出し方」の表示板等を表示している場合	1 1 1 1
III ゴミの減容化・減量化、あるいは堆肥化するための設備の設置	6)生ゴミの減容化・減量化、堆肥化対策を計画している場合(ディスポーザー、生ゴミの自家処理・コンポスト化、バイオマス利用など) 7)ビン・缶類などの減容化・減量化対策を計画している場合	1 1

口解 説

建物運用時における廃棄物の発生抑制、分別措置、減容・減量化の取組みについて評価する。

I ゴミの種類や量の推計

1)建物内から排出されるごみの発生量を抑制するためには、実際の排出状況を予測し、適切な対策を行うことが重要である。日常的に発生するゴミの種類や量について推計している、または推計することを計画している場合に評価する。

II 分別回収を推進するための空間整備や設備の設置

2)建物内では様々な種類と量のゴミが発生する。2)ではそれらを適切に分別・ストックするために十分な広さのスペースが確保されている場合、3)では分別・ストックするための容器やボックス、ラックなどの設備が整っている場合、4)では分別以上、有価物について定期的な回収を計画している場合に評価する。
5)広島市では、共同住宅等建築物の建築にあたり、その建築物に付帯するごみ収集施設を整備する基準を定めることにより、ごみ収集作業の効率化を図り、良好な生活環境を保持することを目的として、「共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置要綱」を設けている。この要綱の適用建築物を建築するに当たり、ごみ収集施設について環境局業務部業務第一課へ事前協議を行なわなければならない。事前協議の中で、分別回収を推進するため、ごみ集積場に環境局製作「家庭ゴミの正しい出し方」の表示板を表示又は同様な分別回収を促す表示板等を表示する場合に評価する。

※適用建築物

- 住宅ビル：専ら居住の用に供する建築物で、住戸を15戸以上有するもの。
- 事業所：専ら店舗又は事務所等の事業活動の用に供する建築物で延べ面積が1,000m²以上のもの。
- 混合ビル：住宅の用に供する部分と事業所の用に供する部分を同一建築物内に収容する建築物で住戸を15戸以上有するか事業所部分の延べ面積が1,000m²以上のもの。

Ⅲゴミの減容化・減量化、あるいは堆肥化するための設備の設置

- 6)建物の運用時に発生する生ゴミについて、ディスポーザーや生ゴミ処理機などにより減容化・減量化、あるいは堆肥化、バイオマス利用などの設備を計画している場合に評価する。
- 7)生ゴミ以外のカンやBIN、その他を減容化・減量化する設備を計画している場合に評価する。

3. 周辺環境への配慮

3.1 騒音・振動・悪臭の防止

3.1.1 騒音

事・学・物・飲・会・工・病・住

■ 適用条件

騒音規制法による指定地域内で規制対象となる特定施設が設置される建物、及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物、ならびに地域の条例等の規制対象となる建物を対象とする。これらに当てはまらない場合はレベル3とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・住
レベル1	騒音規制法または大規模小売店舗立地法ならびに地域の条例等に定める現行の規制基準 ^{注1)} を上回っている
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	騒音規制法または大規模小売店舗立地法ならびに地域の条例等に定める現行の規制基準 ^{注1)} 以下に抑えられている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	騒音規制法または大規模小売店舗立地法ならびに地域の条例等に定める現行の規制基準 ^{注1)} より大幅 ^{注2)} に抑えられている

注1)規制基準は現行の値とし、現行基準以前に設置された施設についても現行の基準で評価する(昼間、朝・夕、夜間とも)。

注2)レベル5は、[現行の基準値-10dB]以下に抑えられている場合とする(昼間、朝・夕、夜間とも)。

口解 説

本項目の評価対象は、騒音規制法による指定地域内で規制対象となる特定施設(■参考2)参照)が設置される建物、及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物、ならびに地域の条例等の規制対象となる建物とし、それ以外の建物については、一律レベル3を適用する。ただし上記以外の建物において、より積極的な取組みを実施している場合についてはそのレベルに応じ評価することができる。CASBEE 広島においては、設計時の仕様で評価する。ただし、騒音規制法や大規模小売店舗立地法で定める計測期間(昼間(am8時～pm7時)、朝・夕(am6時～am8時、pm7時～pm10時)、夜間(pm10時～翌朝6時))のいずれの時間においても、基準を満たしていることが評価条件となる。

レベル5と評価する場合は、現行の規制基準よりも騒音が大幅(現行の基準値-10dB以下)に抑えられていることを、第三者が確認できるような資料を添付する。

■参考1) 騒音規制法における基準値

地域区分・基準値については、都道府県知事が定めるものに従うものとする。以下に東京都環境確保条例における工場・指定作業場に係る騒音の規制基準をレベル3とした場合を例示する。

- ①第1種区域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、AA地域 等)
良好な住宅の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	45dB 以下	40dB 以下	40dB 以下
レベル4			
レベル5	35dB 以下	30dB 以下	30dB 以下

- ②第2種区域(第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 等)
住宅の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下
レベル4			
レベル5	40dB 以下	35dB 以下	35dB 以下

- ③第3種区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域 等)
住宅の用に合わせて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下
レベル4			
レベル5	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下

- ④第4種区域(工業地域 等)

その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2			
レベル3	70dB 以下	60dB 以下	55dB 以下
レベル4			
レベル5	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下

■参考2) 騒音規制法の規制対象施設

本項目における定量評価の実施対象となる騒音規制法の特定施設を以下に示す。

1 金属加工機械
イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw 以上のものに限る。)
ロ 製管機械
ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。)
ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN 以上のものに限る。)
ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。)
ト 砕造機
チ ワイヤーフォーミングマシン
リ プラスト(タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
ヌ タンブラー
ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 建設用資材製造機械
イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。)
6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
7 木材加工機械
イ ドラムバーカー
ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。)
ハ 碎木機
ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。)
ホ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。)
ヘ かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。)
8 抄紙機
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10 合成樹脂用射出成形機
11 鋳造造型機(ジョルト式のものに限る。)

■参考3) 騒音防止対策の例

内 容				防音効果
音源対策技術 音の発生原因を取り除くこと	変化の直接的圧力 直接的防止	渦の発生、流れの発生、爆発等を防止する		経験、実験等により推定
		物体の振動低減	加振力の低減	打撃、衝突、摩擦、不平衡力を除く。釣り合わせる
			振動絶縁	振動伝達率が1以下になるように物体と振動体の間に防振装置を設置する
			制振処理	損失係数が5%以上になるように制振材料を塗布または貼り付ける。 制振鋼板を使用する
物理的手段 物理的手段	発生した音の伝搬を低減すること	音の伝搬低減	吸音処理	音の当たる所に必要吸音率を持つ吸音材料を貼る
			密閉型	必要透過損失を持つ材料で音源を囲む(カバー、フード、建屋)
			部分的	減音量より10dB以上大きい透過損失を持つ障壁を立てる(塀、建物) 25dBが限度
			開口型	必要透過損失を持つ消音機を音の通路に付ける
		音の伝搬に影響する現象の利用	距離減衰	問題点から音源をできるだけ離す 0~6dB倍距離
			指向性による減衰	音が強く放射される方向を問題点に向けない 通常10dB程度
			空気の吸収による減衰	長距離、高周波音の場合に有効 0.6dB/100m (1kHz) 5dB/100m (8kHz)程度
			気温・風による減衰	風下に音源を設置する 風速、気温分布により異なる
			地表面の吸収による減衰	吸音性の地面にする 30cmの草で 0.7dB/10m(1kHz) z)程度
			樹木による減衰	並木程度では効果がない 葉の密度の大きい木で 10dB/50m程度
感覚的手段名	マスキング	音を出して気になる音を隠す 騒音レベルの低い音に有効		
心理的手段	あいさつ、補償等	被害者、加害者の状況、心理を考えて対処する		

■文献 56)

3.1.2 振動

事・学・物・飲・会・工・病・坏・住

■ 適用条件

振動規制法による指定地域内で規制対象となる特定施設が設置される建物ならびに地域の条例等の規制対象となる建物とする。これに当てはまらない場合は評価対象外とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・坏・住
レベル1	振動規制法ならびに地域の条例等に定める現行の規制基準 ^{注1)} を上回っている
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	振動規制法ならびに地域の条例等に定める現行の規制基準 ^{注1)} 以下に抑えられている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	振動規制法ならびに地域の条例等に定める現行の規制基準 ^{注1)} より大幅 ^{注2)} に抑えられている

注1)規制基準は現行の値とし、現行基準以前に設置された施設についても現行の基準で評価する(昼間、夜間とも)。

注2)レベル5は、(現行の基準値-5dB)以下に抑えられている場合とする(昼間、夜間とも)。

□解 説

ここでは建物及び敷地内から発生する振動が隣地や周辺地域に与える影響について評価する。

本項目での評価対象は、振動規制法による指定地域内で規制対象となる特定施設(参考2)参照)が設置される建物ならびに地域の条例等の規制対象となる建物とし、それ以外の建物については評価対象外とする。

CASBEE 広島においては、設計時の仕様で評価して良い。ただし、振動規制法で定める計測期間(昼間(am8時～pm7時)、朝・夕(am6時～am8時、pm7時～pm10時)、夜間(pm10時～翌朝6時))のいずれの時間においても、基準を満たしていることが評価条件となる。

レベル5で評価する場合は、現行の規制基準よりも振動が大幅(現行の基準値-5dB以下)に抑えられていることを、第三者が確認できるような資料を添付する。

■参考1) 振動規制法における基準値

以下に振動規制法における地域ごとの基準値を示す。各々の地域区分については、都道府県知事が定めるものに従う。以下に東京都環境確保条例における工場・指定作業場に係る振動の規制基準をレベル3とした場合を例示する。

①第1種区域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、無指定地域)

・良好な住宅の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

	昼間	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2		
レベル3	60dB 以下	55dB 以下
レベル4		
レベル5	55dB 以下	50dB 以下

②第2種区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 等)

- ・住宅、商業、工業等の用に供される区域
- ・主として工業等の用に供される地域で、住民の生活環境保全区域

	昼間	夜間
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2		
レベル3	65dB 以下	60dB 以下
レベル4		
レベル5	60dB 以下	55dB 以下

■参考2) 振動規制法に定める特定施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(原動機の定格出力が1kw 以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw 以上のものに限る。)
2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る。)
7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw 以上のものに限る。)
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳造造型機(ジョルト式のものに限る。)

3.1.3 悪臭

事・学・物・飲・食・工・病・住

! 適用条件

悪臭防止法による規制地域内で特定悪臭物質の取り扱いをする建物ならびに地域の条例等の規制対象となる建物を対象とする。これらの取り扱いがない場合には評価対象外とする。

用途	事・学・物・飲・食・工・病・住
レベル1	悪臭防止法ならびに地域の条例等に定める現行の特定悪臭物質の濃度の許容限度及び臭気指数の許容限度を超えるレベルである
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	悪臭防止法ならびに地域の条例等に定める特定悪臭物質の濃度の許容限度及び臭気指数の許容限度を満たしている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	(該当するレベルなし)

口解説

本項目では悪臭防止法ならびに地域の条例等に定める許容限度の値を満たしているかについて評価する。

CASBEE 広島では、設計仕様について十分に悪臭防止法の基準値をクリアできる性能を有しているかについて評価する。採点基準は、悪臭の規制値以下の場合の閾値を設定することが困難なため、当面はレベル1とレベル3の2段階評価とする。

本項目での評価対象は、悪臭防止法の規制地域にある建物で、特定悪臭物質の取り扱いのある建物であり、それ以外の建物については、評価対象外とする。

■参考1) 悪臭防止法の規制基準

規制基準は、「悪臭防止法施行規則」第2条別表第1ほかで定めているが、都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めることとしている。評価に際しては各地域の基準値に従うこと。

敷地 境界 線	排出 水	煙突等気体排出口					
		排出口実高さ 15m 未満		排出口実高さ 15m 以上			
		排出口口径 0.6m 未満	排出口口径 0.6m 以上 0.9m 未満	排出口口径 0.9m 以上	排出口実高さが 周辺最大建物の 2.5倍未満	排出口実高さが 周辺最大建物の 2.5倍以上	
第一種区域	臭氣 指 數 10	臭氣指數31	臭氣指數25	臭氣指數22	$qt=275\times H_0^2$	$qt=357/F_{max}$	臭氣 指 數 26
第二種区域	臭氣 指 數 12	臭氣指數33	臭氣指數27	臭氣指數24	$qt=436\times H_0^2$	$qt=566/F_{max}$	臭氣 指 數 28
第三種区域	臭氣 指 數 13	臭氣指數35	臭氣指數30	臭氣指數27	$qt=549\times H_0^2$	$qt=712/F_{max}$	臭氣 指 數 29

平成14年7月1日施行

(注)

1)臭氣指數とは、臭氣濃度(臭氣のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数

をいい、三点比較式臭袋法により求める)の常用対数に10を乗じた数値である。(臭気指数=10×log臭気濃度)

2)qtは、排出ガスの臭気排出強度(単位 m^3N/min)を表す。

$$qt = (\text{臭気濃度}) \times (\text{乾き排出ガス量})$$

3)H₀は、排出口の実高さ(単位 m)を表す。

4)Fmaxは、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位sec/m³N)で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された値を示す。

5)周辺最大建物は、対象となる事業所の敷地内で排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。

3.2 風害・砂塵・日照阻害の抑制

3.2.1 風害の抑制

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

! 適用条件

法規や行政指導による義務付けや近隣の要請等がない場合で、特に何も対策を行っていないものは、レベル3とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	強風域の発生などについての事前調査や※1 や風害抑制対策※2を行っていない。
レベル2	事前調査や低減・回避対策等は行っているが、評価を行っていない。又は机上予測※3に基づいて風力階級による評価を行っているが、一部悪化している、又は立地に対応する風環境のランクを下回る測定点がある。
レベル3	事前調査や予防計画や低減・回避対策等※4は行っている。そして机上予測※3に基づいて風力階級による評価を行い、結果として悪化していない。又は風環境評価指標によるランク評価※5を行い、結果として立地に対応する風環境のランクを確保している。
レベル4	事前調査や予防計画や低減・回避対策を行っており、風環境評価指標によるランク評価※5を行っている。その結果、一部に立地に対応する風環境のランクより上のランクがある。
レベル5	事前調査や予防計画や低減・回避対策を行っており、風環境評価指標によるランク評価※5を行っている。その結果、立地に対応する風環境のランクより上のランクにある。

※1 事前調査:参考1を参照。

※2 風害抑制対策:参考1を参照。

※3 机上予測:参考2参照。

※4 予防計画や低減・回避対策:参考1を参照。

※5 風環境評価指標によるランク評価:参考3を参照。

口解 説

本項目では、風害を抑制する対策について評価を行う。評価に際しては、対策の内容を第三者が確認できるよう、下記の書類を添付すること。

[添付書類]

- ・事前調査による風向、風速、卓越風などの風環境データ
- ・机上予測に基づいた風力階級による評価の資料
- ・風環境評価指標によるランク評価の資料

風害抑制のプロセスは、参考1に示すように、一般的に事前調査、風害抑制対策、風害の評価の順に行われるが、ここでは、事前調査の有無、建築の配置・形状による予防計画の有無、植栽、防風フェンス等による低減・回避対策の有無、評価の有無と精度、強風による影響の程度の結果(風力階級、又は風環境評価指標によるランク)を評価する。

■参考1)風害抑制のプロセス

項目	内容
I 事前調査	風害の発生を予測するため、風向、風速、卓越風などの風環境を把握する。通常、近くの気象データや地域気象観測データ(アメダスデータ)等の既存データを用いる。更に精度を上げるためにには、現地測定を行ったり、広域気象データや地形データに基づいた広域大気環境予測システムを用いる。
II 風害抑制対策	<p>1)建物の配置・形状による予防計画 建物の配置・形状による予防計画とは、設計の初期段階に、事前に計画的に風害の発生を防止するために、敷地の風向・風速等に対して建物の配置の仕方や形状のあり方を様々な代替案でプロセスを追って検討して、大まかな評価を行う計画である。未然に風害を予防でき、風害抑制の発生源対策になるので、大変重要である。</p> <p>2)植栽・防風フェンス等による低減・回避対策 建物により発生した風害を植栽・防風フェンス・庇・アーケード等により低減したり回避したりする対策である。</p> <p>1)2)の検討のための予測・評価には、机上予測や流体数値シミュレーション、風洞実験等の予測手法、そして風力階級による評価、風環境評価指標による評価等の評価手法を用いる。</p>
III 風害の評価	<p>1)風力階級による評価 風力階級による評価では、通常その土地の主要風向について強風の影響の程度を評価するもので、風環境評価指標による評価に比べて精度は劣る。風力階級表は、気象庁ビューフォート風力階級表を使う。</p> <p>2)風環境評価指標によるランクの評価 風環境評価指標による評価では、16風向について強風による影響の程度を予測し、強風の出現率を解析するための風力階級による評価に比べて精度が優れる。 風環境評価指標には以下のものがある。 ・村上らによる風環境評価指標に基づく評価尺度 ・風工学研究所による評価尺度 風環境評価指標による評価を行う為には、敷地周辺の地形、建物、緑地等の現況と計画建物に対して、流動数値シミュレーションや風洞実験等を行って評価を予測することが必要となる。</p>

■参考2)机上予測の方法

1.気象の状況の把握

①風向別・風力階級別出現頻度の算出

風向ごとの年間の出現頻度を求め、当該地における卓越風などの特性を把握する。

②風向別・年平均風速の算出

当該地における風向ごとに平均風速を求め、どの程度の風が吹いているかを把握する。

2.予測風向の選定

①予測風向の決定

風向出現頻度上位の風向の抽出(ビル風の影響頻度が高くなる風向を選定)

3.予測

①基本模型実験データの中から計画する建物形状にあったデータを選択

②予測風向別に増風領域図を作成

4.評価

(机上予測を用いた評価は、ある場所で風速の変化がどの程度なのかを判断するものであり、絶対的な評価を行うものではないことに注意。)

①予測結果を下表に整理する

予測風向	建設前		建設後		
	風速地上10m 高さに換算(a)	ビューフォート風 力階級	増加率(b)	風速 (a)×(b)	ビューフォート 風力階級
北(例)	1.2の風速		1.3（例）		
北北西(例)					
南(例)					

②建設前後の風力階級を比較し評価する

なお、ここで建設前後の風速増加率1.1～1.2は概ね同じビューフォート風力階級内での変化と考えられるところから、増加率1.3以上を対象に評価を行う。また、ベンワーデンによれば風力階級5を「陸上における許容限度」としていることから、年最大風速でこの風力階級を超えないことが必須となる。

■参考3)風環境評価指標によるランク評価

風環境評価指標にランク評価は、事前調査により風向、風速、出現頻度等を調べ、以下に示す「村上らによる風環境評価指標に基づく評価尺度」か「風工学研究所による評価尺度」のいずれかを用いて、計画による風の影響の有無を判断するもの。いずれも立地に応じた、風速と出現頻度の関係が定められており、「村上らによる風環境評価指標に基づく評価尺度」ではランク1～ランク外、「風工学研究所による評価尺度」では領域A～領域Dと分類されている。

評価対象の立地に応じた分類(ランク・領域)を確認した上で、風速や出現頻度が、どの分類(ランク・領域)に該当するか確認し、その結果で評価する。立地に応じた分類(ランク・領域)を下回る、つまり風速の大きい悪化した環境にある場合は、下回るとしてレベル2、分類(ランク・領域)が同じだった場合はレベル3、分類(ランク・領域)が上回る、つまり風速が小さくなる良好な環境にある場合は、レベル4、レベル5として評価する。

1.村上らによる風環境評価指標に基づく評価尺度

空間の使用目的に応じて、風の影響を受けやすい順番にランク1～3の分類を行い、評価する強風のレベルとしては10 m/sec、15 m/sec 及び 20 m/secの日最大瞬間風速を用い、各々の組み合わせに対して許容される風速の超過確率を与えている。(下表参照)

例えば、ランク2の用途に相当する住宅街では、日最大瞬間風速が 10 m/sec を超える頻度が22%(年間約80日)以下であれば許容されることになる。しかし、日最大瞬間風速10 m/sec の頻度が22%以下であっても、15 m/sec 以上の風速が3.6%(年間約13日)以上であれば許容されないことを意味する。つまり、それぞれのランクについて3つの許容頻度があり、その1つでも満足しなければそのランクとしては相応しくないことになる。

風速の発生頻度(超過確率)はワイブル分布の式を用いて求めることができるが、この場合ワイブル係数は平均風速ではなく、日最大瞬間風速に基づくものである。日最大瞬間風速が得られていない場合には、ガストファクター(突風率)を用いて日最大瞬間風速に換算して評価尺度にすることができるが、その場合は日最大瞬間風速に基づいたワイブル係数を用いて、超過確率を求めることがある。またガストファクターは建設地点の周辺の状況、つまり市街地か高層建物の近くなどにより、1.5から3.0の値を採用する。通常の市街地では2.0から2.5の値を用いることが多い。

詳細については、「新ビル風の知識」風工学研究所編 鹿島出版会を参照のこと。

強風による影響の程度		対応する空間用途の例	評価する強風のレベルと許容される超過頻度		
			日最大瞬間風速(m/秒)		
			10	15	20
日最大平均風速(m/秒)					
ランク1	最も影響を受けやすい用途の場所	住宅地の商店街 野外レストラン	10/G.F.	15/G.F.	20/G.F.
ランク2	影響を受けやすい用途の場所	住宅地 公園	22%	3.6%	0.6%
ランク3	比較的影響を受けにくい用途の場所	事務所街	35%	7%	1.5%
ランク外	ランク3を超える風環境		—	—	—

(出典:「新ビル風の知識」風工学研究所編 鹿島出版会)

■文献 53)

(注1)日最大瞬間風速:評価時間2~3秒。日最大平均風速:10分平均風速。

ここで示す風速値は地上1.5mで定義。

(注2)日最大瞬間風速

10m/s:ゴミが舞い上がる。干し物が飛ぶ。

15m/s:立看板、自転車等が倒れる。歩行困難。

20m/s:風に吹き飛ばされそうになる等の現象が確実に発生する。

(注3)G.F.:ガストファクター(突風率)(地上1.5m、評価時間2~3秒)

密集した市街地 2.5~3.0(乱れは強いが、平均風速はそれほど高くない)

通常の市街地 2.0~2.5

特に風速の大きい場所 1.5~2.0(高層ビル近傍の増風域など)

(注4)本表の読み方

例:ランク1の用途では、日最大瞬間風速が10m/sを超過する頻度が10%(年間約37日)以下であれば許容される。

2.風工学研究所による評価尺度

すべての風速に対して累積頻度を計算せずに、累積頻度55%及び95%での風速を求め、その風速により風環境を評価する方法。

それぞれの領域に対し、指標となる風速を下表の通りに定める。ここで累積頻度55%の風速はそれぞれの風環境での平均的な風速に、累積頻度95%の風速は日最大風速の年間のほぼ平均値(週一度程度吹く比較的早い風速)に相当するとみなせる。この評価方法の場合は、いずれか一方の評価指標風速を満足しない場合、次の領域に分類される。つまり、もし累積頻度55%の風速が1.7m/secで、累積頻度95%の風速が4.5m/secであるとすると、その場所の風環境は領域Cの風環境であると評価される。

累積頻度とは、ある風速の発生頻度をその風速未満の発生頻度に加え合わせて、その風速での頻度として表したもの。

評価高さ:地上5m

		累積頻度55%の風速	累積頻度95%の風速
領域A	住宅地相当	≤1.2m/s	≤2.9m/s
領域B	低中層市街地相当	≤1.8m/s	≤4.3m/s
領域C	中高層市街地相当	≤2.3m/s	≤5.6m/s
領域D	強風地域相当	>2.3m/s	>5.6m/s

(注) 領域A: 住宅地で見られる風環境

領域B: 領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境

領域C: オフィス街で見られる風環境

領域D: 好ましくない風環境

■文献 57)

■参考4) 地域の風向・風速等の状況に関する事前調査の実施

＜さいたまスーパーアリーナ＞

広域大気シミュレーションの結果に基づき、冬期卓越する北よりの風への対策として、施設の大屋根形状および平面形状を決定し、風下に位置するケヤキ広場を強風から守っている。また、夏期には南よりの海風をアリーナ正面の開口から積極的に導入し、施設北側の開口より排気することにより、効率的な建物内自然通風を確保するとともに、地域全体として風通しの良い街並みを担保している。

■文献 57)、58)

3.2.2 砂塵の抑制

事・**学**・物・飲・会・工・病・木・住

!**適用条件**

校庭を有する小学校・中学校・高等学校を対象とする。ただし、これら学校のうち、敷地の周辺に住宅や建物が存在せず、砂塵の影響を与える生活環境がない場合は、レベル3とする。

用 途	学 (小中高)
レベル1	(評価ポイント 0)
レベル2	校庭からの砂塵に対する取組みが十分ではない。(評価ポイント 1)
レベル3	校庭からの砂塵に対して、標準的な取組みが行われている。(評価ポイント 2)
レベル4	校庭からの砂塵に対して、標準以上の取組みが行われている。(評価ポイント 3)
レベル5	校庭からの砂塵に対して、充実した取組みが行われている。(評価ポイント 4 以上)

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 校庭からの砂塵の飛散を抑制する取組み	1)校庭の周囲に防砂林や防砂ネットを整備し、砂塵の飛散を抑制している。	1
	2)校庭の周囲を建物で囲い、砂塵の発生や飛散を抑制している。	2
II 校庭を砂塵が発生しない仕上げとする。	1)校庭にスプリンクラーを設置し、砂塵の発生を抑制している。	1
	2)校庭を砂塵が発生しにくい舗装としている。	2
	3)校庭を砂塵が発生しない舗装または芝生としている。	4

口解説

本項目は、校庭を有する小学校・中学校・高等学校における新築時点(あるいは竣工後砂塵対策を計画・実施した時点)での砂塵の発生および飛散を抑制する取組みについて評価する。

3.2.3 日照阻害の抑制

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

! 適用条件

日影規制がない区域の場合にはレベル3とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	日影規制を満たしている、または当該敷地に日影規制が無い場合
レベル4	日影規制に対して1ランク上 ^{注)} の基準を満たしている
レベル5	(該当するレベルなし)

口解 説

本項目では、日照阻害を抑制する対策について評価を行う。

注) 日照阻害の抑制において、1ランク上とは、例えば近隣商業地域で日影規制が5時間/3時間(5m、10m)の場合、それより1つ厳しい基準が準住居地域で、4時間/2.5時間とすると、準住居地域の日影規制を満たしている場合である。

なお、既に最も厳しい規制を受けている場合、規制基準より-1時間/-0.5時間(5m,10m)を1ランク上の基準とみなす。

3.3 光害の抑制

3.3.1 屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 2 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 4 ポイント

評価する取組み

評価内容	評価ポイント
1) 屋外照明および屋内照明のうち外に漏れる光 「光害対策ガイドライン」のチェックリストを満たしている項目が一部である。(1 ポイント) 「光害対策ガイドライン」のチェックリストの項目の過半を満たしている。(2 ポイント)	1~2
2) 広告物照明における光害対策 広告物照明について「広告物照明の扱い」の配慮事項の一部を満たしている。(1 ポイント) 「広告物照明の扱い」の配慮事項の過半を満たしている場合、または広告物照明を行っていない(2 ポイント)	1~2

口解説

本項目では、建築物における光害(ひかりがい)対策として、屋外照明器具、屋内照明の漏れ光、広告物等の照明に関する取組みについて評価する。光害については平成10年3月に環境省より「光害対策ガイドライン」が公表されており、各自治体はこれに従った「地域照明計画」を策定することとしている。本項目では、基本的に光害対策ガイドラインまたは地域照明計画に対する適合度を判断基準とする。

※環境省による光害対策ガイドラインは平成18年12月に改訂されており、本マニュアルでは改訂内容を反映している。自治体により地域照明計画が定められている場合は、それへの適合度を判断基準としても構わない。

1)屋外照明および屋内照明のうち外に漏れる光

「光害対策ガイドライン」または「地域照明計画」(当該地域で定められている場合)における「良い照明環境を得るためにチェックリスト」(チェックシート)に対する達成割合によって評価する。

0ポイント: チェックリストを達成している項目がほとんどない。

1ポイント: チェックリストを満たしている項目が一部である。

2ポイント: チェックリストの項目の過半を満たしている。

■参考1)光害対策ガイドライン「良い照明環境を得るためにチェックリスト」

チェック項目	考え方と対策例
0. 検討体制が適切かどうか。 <input type="checkbox"/> 検討体制に、照明の専門家が参加しているか。	→光や照明に関する専門知識がある人を検討体制に加える。 →体制そのものに加えることが困難な場合は、アドバイザーとして助言をもらう。
1. エネルギーの有効利用が図られているか。 <input type="checkbox"/> 目的に応じた適切な照度レベルが設定されているか。JIS 照度基準等の照明に関する諸基準に対して、照度が過剰ではないか、また低すぎはないか。 <input type="checkbox"/> 照明範囲は適切か。必要以上に広くないか。 <input type="checkbox"/> 光源は、総合効率の高いものを採用したか。 <input type="checkbox"/> 照明器具は、照明率の高いもの、あるいは照明率が高くなる設置を検討したか。	→JIS 照度基準等の照明基準を参考に、照明目的に合った照度を設定する。高すぎる場合は、光源のワットをより低いものにかえる。 →照明範囲を再検討する。 →参考 2)「屋外照明設備のガイド」の総合効率以上とする。 →照明器具の配光、設置位置を再検討する。
2. 人間諸活動への影響に関する低減対策を講じているか。 <input type="checkbox"/> 上方や周辺への漏れ光の少ない照明器具を採用したか。また、漏れ光の低減策を検討したか。それは参考 2)「屋外照明設備のガイド」の上方光束比を満足しているか。 <input type="checkbox"/> グレアや極端な明暗が抑制されているか。照明器具の問題となる方向への光度や輝度の制限すべき目標値を検討したか。 <input type="checkbox"/> 著しく過剰な照明(明るさ・輝き・色彩及びその時間的变化等)が、不快感を与えるか、生活を妨げたりすることはないか。被照面の輝度、漏れ光による窓面の照度等の制限すべき目標値を検討したか。	→参考 2)「屋外照明設備のガイド」の上方光束比を満足する照明器具を選択する。又は、以下になる設置を検討する。 →照明器具の選定、照射方向を再検討する。必要に応じて、ルーバ、フード等で遮光する。 →設定照度(輝度)や運用方法を再検討する。必要に応じて、設定照度(輝度)を下げる。又は、ルーバ、フード等で照明器具を遮光する。
3. 動植物(自然生態系)への影響に関する低減対策を講じているか。 <input type="checkbox"/> 周囲との調和を検討したか。周辺環境より著しく過剰な照明を計画していないか。 <input type="checkbox"/> 照明設備の周辺環境における保護すべき動植物について調査したか。また、保護すべき動植物に影響を及ぼさないよう対策を検討したか。	→設定照度を再検討する。高すぎる場合は、光源のワットをより低いものにかえる。 →周辺環境への影響を再調査し、照明設備設置の是非、設定照度や使用照明機器、運用方法等の妥当性を再検討する。

<p>4. 運用・管理方法を検討したか。</p> <p><input type="checkbox"/>周辺環境に応じた時刻別運用計画を立てたか。</p> <p><input type="checkbox"/>定期的な清掃・ランプ交換を検討したか。</p>	<p>→深夜等の調光、減灯、消灯を検討する。</p> <p>→定期的な点検・清掃・ランプ交換の実施を検討する。</p>
<p>5. 街作りへの適用に留意したか。</p> <p><input type="checkbox"/>全体的なコーディネートを行ったか。</p> <p><input type="checkbox"/>公共空間、半公共空間、プライベート空間を含めた光設計の検討を行ったか。</p> <p><input type="checkbox"/>対策のターゲットは適切に選定したか。</p> <p><input type="checkbox"/>安全・安心への配慮を行ったか。</p>	<p>→街作りコーディネーターによる冷房負荷や景観への影響チェック等</p> <p>→道路両側の敷地や通りに面した空間の照明を光設計の対象とする等</p> <p>→影響の大きいと考えられる駐車場、中古車販売場、屋外ゴルフ場における配慮等</p> <p>→防犯に適した照明の検討等</p>

■参考2)光害対策ガイドライン・屋外照明設備のガイド

規制項目	評価	内容
総合効率	総合効率にて評価 ランプ光束／(ランプ電力 + 点灯回路の電力損)	ランプ入力電力が 200W 以上の場合には 60[lm/W]以上、ランプ入力電力が 200W 未満の場合には 50[lm/W]以上であることを推奨する。
照明率	照明率 = 有効利用光束／総ランプ光束 = (照明面積 × 平均照度)／総ランプ光束	照明率は、ランプから発生した光束のうち、照明の必要な場所あるいは物に到達する光束の割合である。
上方光束比	ULOR=上方光束／ランプ光束にて評価	照明環境 I *: 0% 照明環境 II *: 0~5% 照明環境 III *: 0~15% 照明環境 IV *: 0~20%
グレア及び人間諸活動への影響	照明学会「歩行者のための屋外公共照明基準」における「グレアの制限」の項目に従う。 基本的に既存 JIS、技術指導に従う	
動植物への影響	照明器具の配光・取り付け方の改良、あるいは環境側に設置する遮光体などによって、自然環境を照射する人工光をできるだけ抑制すること	

*照明環境 I ~ IV の分類については、参考3)に示す。

■参考3)光害対策ガイドライン・照明環境の4類型

① 照明環境 I	自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が相対的に低く、本質的に暗い地域。
② 照明環境 II	村落部や郊外の住宅地等で、道路灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。
③ 照明環境 III	都市部住宅地等で、道路灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域。
④ 照明環境 IV	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域。

2)広告物照明における光害対策

屋外広告物全般(広告面を照らす投光器、ネオン等)、屋外広告行為(移動式看板、自動販売機、サーチライト等)に対する照明について評価する。

光害対策ガイドラインに示される参考4)「広告物照明の扱い」に対する配慮事項の達成割合によって評価する。

0ポイント:「広告物照明の扱い」の配慮事項をほとんど満たしていない。

1ポイント:「広告物照明の扱い」の配慮事項を一部満たしている。

2ポイント:「広告物照明の扱い」の配慮事項の過半を満たしている。

■参考4)光害対策ガイドライン・広告物照明における配慮事項

主な配慮事項	内容
(1)漏れ光に対する配慮 <input type="checkbox"/> 照度、輝度を与える範囲の適正な設定を行う。 <input type="checkbox"/> 発光方式の適切な選択を行う。 <input type="checkbox"/> 人工光使用総量の削減のための細かい工夫に努める。	→特に、サーチライト、レーザー等広範囲に光が漏れ、影響が大きいものは使用しない →内照式看板や蛍光部分の露出によるものは、その設置について十分に配慮する。 →コントラストの設計を工夫して、人工光使用総量の削減を行う。
(2)光の性質に関する配慮 <input type="checkbox"/> 点滅をさせないこと。 <input type="checkbox"/> 動かさないこと。 <input type="checkbox"/> 投光照明を着色しないこと。	→発光部分及び照射範囲を点滅させない。 →発光部分及び照射範囲を動かさないこと。 →投光器について、フィルターを通した着色などは行わない。(環境配慮としてフィルターをかけることは除く)
(3)省エネルギーに関する配慮 <input type="checkbox"/> 効率の良い光源の使用を推奨する。 <input type="checkbox"/> 点灯時間を適切に管理する。	

■文献 59)

3.3.2 昼光の建物外壁による反射光(グレア)への対策

事・学・物・飲・会・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	レベル4を満たさない
レベル4	建物外壁(ガラスを含む)の反射光(グレア)の発生を低減させる取組みを行っている。
レベル5	レベル4に加え、シミュレーションの実施等により大幅な低減効果を確認するなど、より高度な取組みを行っている。

本項目では、建築物における光害(ひかりがい)対策として、昼間の太陽光反射によって生じる周辺地域に対するグレアの発生を抑制する対策について評価する。昼光の建物反射によって起こるグレアについては、ガラスを多用する事務所建築などにおいては、思わぬ影響を与えることがあり、重要な配慮事項であると考えられる。

レベル4として評価される反射光に対する主な対策方法として以下のものが挙げられる。

対策側	方法	内容
反射側での対策	反射率低減	反射面の室内側に、反射を抑えるフィルムを貼ることや、塗料をガラスにコーティング等し反射率を低減する。
	乱反射	ガラスの表面処理、型板ガラスの使用等により光を乱反射させ拡散性を高める。
	反射角度調整	ガラスの取り付け角度を調整し影響を少なくする。

(注意点) 日射吸収率が高くなり、ガラスの熱割れが生じやすくなることがある。

表面加工したガラスは耐風圧強度の面から制限がある。

レベル5として評価される取組みとしては、レベル4の取組みを行った上で、シミュレーションを行い、取組みによるグレアの大幅な低減効果やグレアが殆ど発生していないことを確認していることなどが挙げられる。

■参考 建物の反射光による光害対策

建物のファサードがガラス面である場合には、周囲への反射光への配慮が特に求められる。壁面が曲面の場合や斜めになっている場合等には、思わぬ範囲に光害の影響が及ぶこともあるので、事前に十分検討することが求められる。最近では下図のようにコンピュータを用いたシミュレーションが可能となってきており、反射光による影響を把握することが容易になってきている。

■文献 59)